

鳥インフルエンザ発生時における健康調査対応マニュアル

令和4年1月

茨城県保健福祉部感染症対策課

【策定の趣旨】

養鶏場等における鳥インフルエンザ発生に際しては、トリからヒトへの感染を防ぐため、養鶏生産者や防疫作業従事者など鳥との濃厚な接触を持つことが想定される者に対し、十分な感染防御対策を講じておくことが必要である。

このため、鳥インフルエンザのヒトへの感染を防止するため、対応マニュアルを作成し、農林水産部が策定した「茨城県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル」と併せて、鳥インフルエンザの発生時に備えることとする。

なお、ヒトへの感染が判明した場合の対応等で、本マニュアルで定める事項以外は、「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成20年10月1日付け健感発第1001001号）、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け平成20年5月12日一部改正 健感発第1122001号）、「中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザA（H7N9）の二類感染症への追加後の対応について」（平成27年1月21日付け健感発0121第2号）等に基づき実施するものとする。

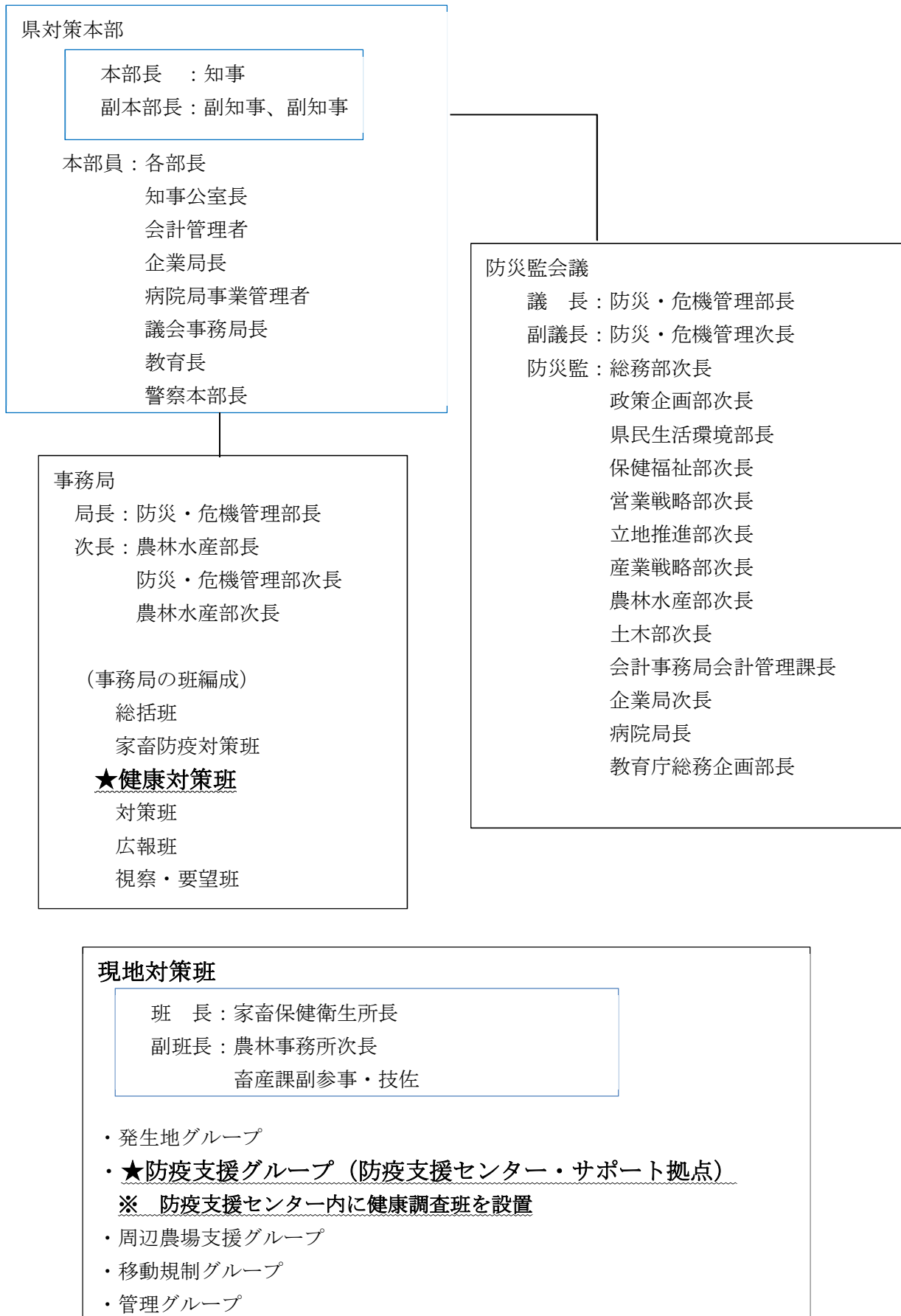
*この対応マニュアルは、鳥インフルエンザに関する新たな知見や関係機関からの意見等を踏まえ、適宜、見直しを行う。

目次

1 高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策本部	1
2 県内の養鶏場等で鳥インフルエンザが発生した場合の対応	3
《発生地の管轄保健所》	3
(1) 健康危機対策会議の開催及び関係部署との連絡調整	3
(2) 養鶏場の従業員等の健康調査	4
(3) 医療機関等に対する情報提供及び住民相談窓口の設置	5
(4) 地域住民に対する情報提供	6
(5) 健康調査会場（防疫支援センター）の設営及び運営	6
(1) 防疫措置を行う者の動員計画の考え方	6
(2) 防疫措置等を行う者に対する健康調査	7
《衛生研究所》	16
(1) 病原体検査の実施	16
(2) 県民への情報提供	16
《感染症対策課・薬務課》	16
(1) 関係機関への連絡	16
(2) 健康調査班員の招集（再掲）	16
(3) 健康調査会場（県庁）の設営及び運営	17
(4) 防疫作業従事者等に対する健康調査に係る医療従事者等の確保	17
(5) 健康調査資機材及び抗インフルエンザウイルス薬の搬送	17
(6) 医療機関等に対する情報提供及び県民からの相談対応	18
(7) 県民への情報提供	18
(8) その他	18
3 ヒトへの感染が疑われた場合の対応	18
《保健所》	18
(1) 疑い患者の把握及び医療機関への受診勧奨	18
(2) 患者又は疑い患者発生届の受理及び報告	19
(3) 患者及び接触者調査の実施	19
(4) 消毒等の措置	19
(5) 医療機関等に対する情報提供及び住民相談対応	19
(6) 医療提供体制	19
《衛生研究所》	20
(1) 病原体検査の実施	20
(2) その他	20
《感染症対策課》	20
(1) 感染症対策委員会の開催及び関係機関との連絡調整	20
(2) 患者及び疑い患者等の情報提供について	20
<様式集>	21

1 高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策本部

【図1】 県対策本部及び現地対策班の組織構成



★健康対策班（本庁事務局）

班 長：感染症対策課技佐

副班長：総務事務センター長補佐(総括)

構成員：感染症対策課、障害福祉課、総務事務センター、病院局経営管理課

24 時間当たり	主な役割
4 名	防疫作業員の健康管理、メンタルヘルス対策、医師・保健師の人員確保、人の健康に関する相談窓口の設置。防疫支援センターにおいて現地業務にあたる★健康調査班との連絡調整

★現地対策班（防疫支援グループ）

活動場所 構成	所属	作業時間あたりの人数		計	役割
		8 時間	24 時間		
(1) 防疫支援センター					
リーダー	農林事務所（畜産振興課）	1	3	3	
構成員	畜産課（家畜防疫対策班）	2	6	81	・支援センター設置・運営
	農林事務所（現地2）	9	27		・家畜防疫対策班との窓口
	防災部（総括班）	2	6		・バスの運行管理
	<u>保健福祉部（★健康調査班）</u>	<u>5</u>	<u>15</u>		・ <u>職員健康チェック</u>
	市町村	5	15		
	畜産団体	4	12		
(2) 発生農場サポート拠点					
リーダー	農林事務所（畜産振興課）	1	3	3	
構成員	畜産課（家畜防疫対策班）	1	3	45	・サポート拠点設置・運営
	農林事務所（現地1）	12	36		・農場内の資材管理、 家畜防疫対策班との窓口
	防災部（総括班）	2	6		・バスの運行管理
合計		44	132		

★健康調査班（1グループあたりの構成員）※詳細は、8ページのとおり。

＜県庁グループの構成員＞ ※緊急動員職員の健康調査は県庁で実施。

役割	グループ リーダー	問診		受付等	
		保健師	保健師	事務職	事務職
職種	保健師	保健師	保健師	事務職	事務職

＜現地グループの構成員＞ ※緊急動員職員以外は防疫支援センターで実施。

役割	グループ リーダー	問診		受付等		診察等	タミフル 配付
		保健師	保健師	事務職	事務職		
職種	保健師	保健師	保健師	事務職	事務職	医師	薬剤師

※ 事務職については、茨城県職員防災・国民保護ハンドブックに基づき、県災害対策本部事務局の情報班員が従事するものとする。

《感染症対策課・総務事務センター》

(1) 関係部署との事前調整

感染症対策課及び総務事務センターは、畜産課の緊急動員計画に基づき、健康調査班の構成員リスト「鳥インフルエンザ発生時の健康調査班員名簿」（参考1）を作成する。作成の際は、健康調査班員と緊急動員職員が重複しないように留意する。また、大規模養鶏場の発生時に備えて、医師や保健師等の確保についても検討する。

(2) 緊急動員所属長への事前連絡

感染症対策課及び総務事務センターは、緊急動員職員の所属長に対して、以下の点を事前に通知する。

- ・「防疫作業従事者の皆様へ（県職員向け）」（別紙1-1）を緊急動員職員に対して事前配付し、必ず内容を確認してから従事するよう指導すること。
- ・緊急動員の招集時に「事前の体温測定の結果が37℃以上ある」又は「鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康調査問診票（以下「問診票」という。）」（様式1）のI-2 質問事項の中で「インフルエンザの予防接種を受けたことがある」以外の項目で「はい」が該当する職員は、緊急動員を見送り、代替職員を派遣すること。

(3) 健康調査に係る資機材の事前準備

感染症対策課は、「鳥インフルエンザ発生時の必要物品一覧」（別紙2）の物品について不足がないか事前に把握する。不足がある場合は、畜産課へ購入を依頼する。

2 県内の養鶏場等で鳥インフルエンザが発生した場合の対応

県内の養鶏場等において、鳥インフルエンザが発生した場合、その養鶏場等を管轄する保健所（以下「管轄保健所」という。）、その他保健所等、衛生研究所及び感染症対策課・薬務課は、以下の対応を講ずるものとする。（鳥インフルエンザ発生時の対応フロー（別紙3）を参照）

《発生地の管轄保健所》

(1) 健康危機対策会議の開催及び関係部署との連絡調整

- ① 感染症対策課及び家畜保健衛生所からの簡易検査陽性の結果連絡を受け、速やかに健康危機対策会議を開催し、感染症対策課と協議の上、「鳥インフルエンザ発生時健康調査計画書」（様式2）を作成する。
- ② 養鶏場の従業員及びその家族等（以下「養鶏場従業員等」という。）、防疫措置を行う者に対する健康調査等の準備を開始する。
- ③ 発生情報の収集や感染防御の体制を整備するため、家畜保健衛生所及び市町村等の関係機関との連携を図る。
- ④ 防疫作業時の突発的な事故等に備えて、緊急対応に協力できる医療機関を確保する。

(2) 養鶏場の従業員等の健康調査

養鶏場従業員等、感染鳥類との濃厚接触の可能性のある者に対し、以下の健康調査を実施し、「鳥インフルエンザ接触者リスト（養鶏場従業員等）」（様式3）を作成し、感染症対策課へ報告する。

なお、養鶏場従業員等の健康調査は、準備が整い次第、発生農場を管轄する家畜保健衛生所と調整し順次開始する。

養鶏場従業員等が外国人の場合、養鶏場の経営者など管理責任者立ち会いの上、健康調査を実施する。通訳を必要とする場合には、感染症対策課に派遣要請を行う。

① 対象者

(ア) 養鶏場従業員等で、鳥インフルエンザに感染し又は感染した疑いのある家きん又は愛玩動物（以下「感染家きん」という。）や汚染された場所・物件等に接触のあった者

(イ) 感染家きんをと殺したり、と殺されたばかりの鶏肉を加工した者

(ウ) その他、感染家きんと接触があり、健康調査が必要であると保健所長が認める者

② 実施方法

(ア) 「鳥インフルエンザ接触者問診票（養鶏場従業員等）」（様式4）により、医師又は保健師が問診を行い、インフルエンザ様症状及び結膜炎症状等の有無を確認する。

(イ) 養鶏場従業員等がインフルエンザ様症状を呈するなど何らかの症状が認められた場合は、感染症指定医療機関の受診を勧奨し、養鶏場従業員等自身の自家用車等による移動又は管轄保健所の搬送により受診する。

(ウ) 受入感染症指定医療機関の主治医が検査を実施する必要があると認めた場合には、明示の同意「検体等の提供に関する承諾書（茨城県感染症病原体等検査実施要領 様式1）」（参考2）を得て、鳥インフルエンザに係る検体採取を依頼する。

採取した検体は、速やかに衛生研究所に搬送する。

【疑い患者及び患者の検体採取方法】

- ・ インフルエンザウイルス分離用検体採取液に綿棒で鼻腔又は咽頭拭い液を採取する。
- ・ 鼻腔又は咽頭拭い液は保冷し、漏れ出したり、容器が破損することのないように梱包し、インフルエンザ調査票に必要事項を記入の上、検体とともに、速やかに衛生研究所へ搬送する。

(エ) 感染家きんとの接触者に対し、うがいや手洗いの励行、マスクの着用等の保健指導を行うとともに、最終接触日を0として10日間、毎日朝夕の体温を測定し、健康状態を「体温記録用紙」（様式5）に記録するよう指導する。

(オ) こころの健康について、相談が必要な場合は、「防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）」（別紙1－2）を利用するよう案内する。

③ 経過観察

(ア) 感染家きんとの最終接触から10日間の経過は、保健所職員が毎日電話等により健康状態の確認を行う。確認結果は、「接触者モニタリング表」（様式6）に記載する。

(イ) 経過観察期間中に、発熱や呼吸器症状、結膜炎等、鳥インフルエンザ感染が疑われる症状が発現した場合は、直ちに保健所に連絡するよう指導する。

④ 抗インフルエンザウイルス薬の投与

(ア) 感染鳥類等との接触状況から、感染の可能性が高いと判断される場合には、抗インフルエンザウイルス薬「オセルタミビル」（販売名の例：タミフル）の予防投与を行う。

(イ) 「鳥インフルエンザ健康調査問診票」（様式4）及び「抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について」（様式7）により問診及び十分な説明を行い、本人の同意を得た上で、医師の診察、「処方箋」（様式8）により、予防投与を行う。

なお、服用期間は、感染鳥類との最終接触後最大10日間（最終接触日を0として最大9日目まで）とする。

⑤ 留意事項

(ア) 健康調査の実施に当たっては、対象者へ鳥インフルエンザに関する情報提供を行うとともに健康状態の把握の必要性について十分な説明を行う。

必要に応じ、経過観察期間中は、公共の場での活動を可能な限り自粛するよう要請するとともに、やむを得ず外出する際にはマスクの着用を要請する。

(イ) 調査を行う職員は、あらかじめ高病原性鳥インフルエンザ及び標準予防策等に関して、十分な知見を得て、サージカルマスク、ガウンの着用、手指消毒の徹底など、感染防止対策に十分に注意して業務に従事する。

(ウ) 当該養鶏場に立ち入って調査を行う場合には、医療用マスク（N95等）、ゴーグル、防護服等を着用する等、感染防御対策を徹底する。

(エ) 調査を行う職員は、インフルエンザの予防接種を受けておくことが望ましい。

(3) 医療機関等に対する情報提供及び住民相談窓口の設置

① 管内の医療機関等に対し、鳥インフルエンザが疑われる患者に対する医療機関での対応について周知するとともに、鳥インフルエンザの情報提供に努める。

② 人の健康に関する住民からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

(4) 地域住民に対する情報提供

- ① 住民に対し、市町村等と連携して鳥インフルエンザに係る正しい知識及び感染防止策などの広報を行う。
- ② 必要に応じて、市町村及び家畜保健衛生所等と連携して当該養鶏場の周辺住民に対し、鳥インフルエンザに係る正しい知識の提供及び感染防止策などの説明を行う。

(5) 健康調査会場（防疫支援センター）の設営及び運営

- ① 役割 ※健康調査班員のグループリーダーと区別する。

健康調査班長	管轄保健所長
健康調査副班長	管轄保健所保健指導課長

- ② 設営及び運営

管轄保健所は、防疫支援センターのリーダー等と協議し、健康調査の会場を設営する。班長及び副班長は、健康調査班員のグループリーダーに助言等を行い、健康調査の全体的な運営を行う。

- (ア) 「健康調査見取り図 例2（防疫支援センター）」（別紙4-2）、「防疫作業従事者健康調査の流れ（防疫支援センター）」（別紙5-2）を参考に準備を行う。

- (イ) 健康調査用の資機材「鳥インフルエンザ発生時の必要物品一覧」（別紙2）を適宜配置し、速やかに会場準備を完了させる。

《その他保健所等（健康調査班）》

(1) 防疫措置を行う者の動員計画の考え方

農場の飼養規模	防疫措置を行う者	備考
1万5千羽以下の場合	120人／日を動員。 (県職員60人、団体職員60人) 県職員 20人／8時間 団体職員 20人／8時間	(緊急動員なし) 1日で防疫措置が完了する場合、 <u>農林水産部職員のみ</u> で対応。
1万5千羽を超える場合	540人／日を動員。 (県職員360人、団体職員180人) 県職員 60人／4時間 団体職員 60人／8時間	(緊急動員あり) 1日で防疫措置が完了しない場合、 <u>他部局職員を含めて</u> 対応。
10万羽を超える場合または同時多発の場合	自衛隊職員 ※動員人数は規模により決定。	県職員・団体職員だけでは、速やかな防疫措置が完了しない場合、自衛隊への派遣要請により対応。

※団体職員は、自宅からの移動時間を含めて8時間勤務となる。

※自衛隊職員の健康調査は、自衛隊内部（自衛隊の医療班）で実施するため不要。

(2) 防疫措置等を行う者に対する健康調査

① 健康調査班の編成

健康調査は、以下の2つのグループで構成される。

	健康調査の対象者	健康調査会場
県庁グループ	県職員	福利厚生棟等
現地グループ	団体・市町村職員 (以下「団体職員」という。)	防疫支援センター (発生地の近隣にある公共施設等を利用)

※各保健所の担当グループ（割振り）については、鳥インフルエンザの発生地及び農場の飼養規模により決定する。

<各保健所の担当グループ（割振り）>

県北エリア：中央、ひたちなか、日立、潮来（4保健所）

県南エリア：竜ヶ崎、土浦、つくば、筑西、古河（5保健所）

	県北エリアの4保健所	県南エリアの5保健所
県北エリアで発生	現地グループとして活動	県庁グループとして活動
県南エリアで発生	県庁グループとして活動	現地グループとして活動

※緊急動員を必要としない（農林水産部職員のみが対応）場合は、「現地グループ」のみが対応する。

【県北エリアで発生】

中央、ひたちなか、日立、潮来保健所が管轄する区域で発生した場合は「現地グループ」、その他の区域（県南エリア）で発生した場合は「県庁グループ」となる。

ただし、緊急動員を必要としない場合は、現地グループのみが対応する。

【県南エリアで発生】

竜ヶ崎、土浦、つくば、筑西、古河保健所が管轄する区域で発生した場合は「現地グループ」、その他の区域（県北エリア）で発生した場合は「県庁グループ」となる。

ただし、緊急動員を必要としない場合は、現地グループのみが対応する。

<例1> 小美玉市の養鶏場で鳥インフルエンザの陽性を確認（飼養羽数15万羽）

発生地は県北エリア。1万5千羽を超えるため、緊急動員を必要とする。

→ 県北エリアの4保健所が「現地グループ」、県南エリアの5保健所が「県庁グループ」となる。

<例2> 土浦市の養鶏場で鳥インフルエンザの陽性を確認（飼養羽数1万羽）

発生地は県南エリア。1万羽5千羽以下のため、緊急動員を必要としない。

→ 県南エリアの5保健所が「現地グループ」となるが、県北エリアの4保健所は対応しない。

< 県庁グループの構成員 >

役割	グループ リーダー	問診		受付等		(問診) 予備人員
職種	保健師	保健師	保健師	事務職	事務職	保健師

※計 5 名 (6 名) : 保健師 3 名、事務職 2 名、(保健師 1 名)

< 現地グループの構成員 >

役割	グループ リーダー	問診		受付等		診察等	服薬 指導	(問診) 予備人員
職種	保健師	保健師	保健師	事務職	事務職	医師	薬剤師	保健師

※計 7 名 (8 名) : 保健師 3 名、事務職 2 名、医師 1 名、薬剤師 1 名、(保健師 1 名)

< 業務内容 >

役割	職種	主な業務・備考
グループ リーダー	保健師	健康調査班の統括を行う。(「主査・係長級以上」による対応が望ましい。 現地グループについては、防疫支援センターリーダー(農林事務所職員)と常に情報のやり取りができるよう、事前に挨拶等を済ませる。 次のグループへ引継ぎが完了した後に「防疫作業従事者健康調査実施状況報告書」(様式9)を感染症対策課へ報告する。 健康調査業務をする上で疑義が生じた場合は、県庁グループは感染症対策課、現地グループは健康調査班長及び副班長に助言を求める。
問診	保健師	問診票により問診を行う。
受付等	事務職	防疫作業従事者の受付、健康調査の流れを説明する。 本庁の県災害対策本部事務局の情報班員(以下、「情報班員」という。)が対応する。
診察等	医師	有症状者・希望者の診察を行う。 必要に応じて、抗インフルエンザ薬を処方する。 現地のみで対応する。
服薬指導	薬剤師	医師の処方箋に基づき、抗インフルエンザウイルス薬を交付するとともに服薬指導を行う。 現地のみで対応する。 <u>そのため、「県庁グループ」となった場合は動員しない。</u>
問診 (予備人員)	保健師	発生地 の 管轄保健所の保健師がグループリーダー又は問診担当であった場合に、代理として対応する。 <u>そのため、グループリーダー・問診担当者が欠けない場合は、動員しない。</u>

② 従事時間

1 グループあたり原則として9時間（うち休憩1時間）勤務とする。健康調査終了後は解散となるが、グループリーダーについては、次のグループへ引継ぎが完了し、「防疫作業従事者健康調査実施状況報告書」（様式9）を感染症対策課へ報告した後に解散とする。

③ 健康調査班員の招集

(ア) 連絡時期

家畜保健衛生所の簡易検査で陽性と判明し、防疫支援センターの設置場所が決定した時点で感染症対策課が健康調査班の関係部署へ連絡する。

(イ) 健康調査班員の動員

保健所次長兼総務課長及び情報班員の総括は、事前に作成された「鳥インフルエンザ発生時の健康調査班員名簿」（参考1）に基づき、感染症対策課から動員要請があった場合は、当該職員に対し、防疫支援センターの所在地及び集合時間等を連絡するとともに動員職員の変更等の有無について感染症対策課に報告する。

なお、班員名簿に記載された職員が健康調査業務に対応できない場合は、原則、当該職員所属内で代替職員を調整するが、所属内で調整が困難な場合は、感染症対策課へ連絡する。（感染症対策課が関係部署と調整する。）

④ 感染鳥類の防疫作業従事者の健康管理の実施

健康調査班は、防疫措置等を行う関係者等（以下「防疫作業従事者」という。）に対して、作業前と作業後について、以下の手順により健康調査を実施する。

「県庁グループ」と「現地グループ」で対応方法が異なるため留意する。

(1) 県庁グループ（健康調査会場：福利厚生棟等）

手 順	内 容
作業前	<p>○手順【健康調査見取り図 例1（別紙4-1）】を参照。</p> <p>①受付・説明→②問診票の記入（問診票の持参を忘れた場合のみ）→③血圧測定→④体温測定→⑤問診→⑥有症状者の対応</p> <p>※問診票は事前に配布するため、緊急動員の招集があった時点で、各自が自宅等で体温を測定し、必要事項（基本事項及びI-2.質問事項）を記載した上で健康調査会場へ持参する。</p> <hr/> <p>① 受付・説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付担当者は、以下の手順を行う。 (ア) 受付名簿（防災危機管理課作成の動員派遣者名簿）をチェックする。 ※派遣職員の変更があった場合は、受付名簿の余白に記載する。 ※変更があった者については、随時、感染症対策課、畜産課、防災・危機管理課とネット上で情報共有する（例：Webexの共有スペース等）。 (イ) 問診票を持参したか、必要事項（基本事項及びI-2.質問事項）が漏れなく記載されているか確認する。未記入がある場合は、問診票記入のテーブルで記載するよう指示する。 ※問診票を忘れた者に対しては、予備の問診票を配付する。 (ウ) 健康調査について以下の点を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ・血圧測定、体温測定の順にセルフチェックを行い、測定結果は問診票に記載すること。 ・測定後は、問診票を問診担当の保健師にチェックしてもらうこと。 (エ) 「防疫作業従事者の皆様へ（県職員向け）」（別紙1-1）を配付する。 <p>② 問診票の記入（問診票の持参を忘れた場合のみ）</p> <p>③④ 血圧・体温測定（セルフチェック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定に使用した体温計については、各自、酒精綿により消毒する。 <p>⑤⑥ 問診、有症状者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診担当保健師は、以下の手順を行う。 (ア) 必要事項が漏れなく記載されているか確認する。 (イ) 以下の基準により有症状者かどうか、質問事項で動員不適項目がないか確認する。

	<p>【有症状者の判断基準】（いずれかの条件を満たしたとき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>血圧値：最高血圧 160 mmHg 以上又は最低血圧 100 mmHg 以上</u> ・ <u>体 温：37℃以上</u> <p>【動員不適項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I-2 質問事項の「インフルエンザの予防接種を受けたことがある」以外の項目で「はい」と回答している。 <p>【(イ) の該当者】</p> <p>原則として、帰宅してもらおう。その際は、問診票を回収して「担当者確認済」をチェックする。</p> <p>帰宅した者については、随時、感染症対策課、畜産課、防災・危機管理課とネット上で情報共有する（例：Webex の共有スペース等）。</p> <p>【(イ) の非該当者】</p> <p>「動員」と「担当者確認済」をチェックする。</p> <p>問診票は、作業終了後の健康調査まで各自保管することを説明する。</p>
<p>作業後</p>	<p>○手順【健康調査見取り図 例1（別紙4-1）】を参照。</p> <p>①受付・説明→②問診票の記入→③血圧測定→④体温測定→⑤問診→⑥有症状者の対応→⑦診察・抗インフルエンザウイルス薬の処方（職員診療所において有症状者、希望者のみ）</p> <p>※<u>緊急の診察</u>が必要な場合は、感染症対策課と協議の上、対応する。</p> <hr/> <p>① 受付・説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付担当者は、以下の手順を行う。 (ア) 作業前受付に使用した受付名簿（防災危機管理課作成の動員派遣者名簿）でチェックする。 (イ) 問診票の確認をする。問診票を紛失した者に対しては、予備の問診票を配付する。問診票記入のテーブルで必要事項（Ⅱ-3. 質問事項）を記載するよう指示する。 (ウ) 健康調査について以下の点を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧測定、体温測定の順にセルフチェックを行い、測定結果は問診票に記載すること。 ・ 測定後は、問診票を問診担当の保健師にチェックしてもらおうこと。 <p>② 問診票の記入</p>

- ③④ 血圧・体温測定（セルフチェック）、
・測定に使用した体温計については、各自、酒精綿により消毒する。

⑤⑥ 問診、有症状者の対応

- ・問診担当保健師は、以下の手順を行う。
(ア) 必要事項が漏れなく記載されているか確認する。

(イ) 以下の基準により有症状者かどうか判断する。

有症状者の判断基準（いずれかの条件を満たしたとき）

- ・血圧値：最高血圧 160mmHg 以上又は最低血圧 100mmHg 以上
・体温：37℃以上

- (ウ) 体温等の異常（体温・血圧数値異常、体調不良申告）者については、職員診療所・医療機関の受診を案内するとともに、受診後も自宅での健康観察を行うよう説明する。（緊急を要する場合は、速やかに感染症対策課へ報告し、救急車を要請する。）

(エ) II. 作業開始前 3. 質問事項の下記に「受診」「受診不要」の区分があるため、該当部分に○をつけて、「担当者確認済」をチェックする。

(オ) 問診終了者に対して、最終作業日を0日として10日間、毎日朝夕の体温を測定し、健康状態を「体温記録用紙」（様式5）へ記録するよう指導するとともに、発熱や呼吸器症状、結膜炎等鳥インフルエンザ感染が疑われる症状が発現した場合は、直ちに最寄りの保健所に連絡するよう指導する。

(カ) こころの健康について相談が必要な場合は、「防疫作業従事者の皆様へ」（別紙1-1）により職員診療所を利用するよう案内する。

⑦ 診察・抗インフルエンザ薬の処方（職員診療所）

- (ア) 医師は、診察の結果、有症状が認められた場合、医療機関の受診を勧奨する。

(イ) 抗インフルエンザウイルス薬の予防内服に同意する者に対しては、診察を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬を処方するとともに服薬指導を行う。
※直ちに1回分（1カプセル）を服用するよう指導する。

【抗インフルエンザウイルス薬の予防内服】

オセルタミビルカプセル75mg（販売名の例：タミフル）

処方：1日1回1カプセル

服用期間：作業日を含めて最大10日間

（感染鳥類等との最終接触日を0日として最大9日目まで）

(2) 現地グループ（健康調査会場：防疫支援センター）

手 順	内 容
作業前	<p>○手順【健康調査見取り図 例2（別紙4-2）】を参照。</p> <p>①受付・説明→②問診票の記入（問診票の持参を忘れた場合のみ） →③血圧測定→④体温測定→⑤問診→⑥有症状者の対応</p> <p><u>※受付は、県職員及び団体職員の荷物の預かりを併せて行うため、団体職員に対しては、健康調査（問診票記入等）へ誘導することとなる。そのため、防疫支援センターの職員（農林水産部職員）と協力しながら行う。</u></p>
	<p>① 受付・説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付担当者は、以下の手順を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 畜産課作成の名簿様式に必要項目を記載してもらい受付する。 ※団体職員については、受付までは所属名と人数のみの情報しかない。 防疫作業従事者が受付した時に、初めて氏名等の情報を得る。 (イ) 問診票を持参したか、必要事項（基本事項及びI-2.質問事項）が漏れなく記載されているか確認する。未記入がある場合は、問診票記入のテーブルで記載するよう指示する。 ※問診票を忘れた者に対しては、予備の問診票を配付する。 (ウ) 健康調査について以下の点を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ・血圧測定、体温測定の順にセルフチェックを行い、測定結果は問診票に記載すること。 ・測定後は、問診票を問診担当の保健師にチェックしてもらうこと。 (エ) 「防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）」（別紙1-2）を配付する。 <p>② 問診票の記入（問診票の持参を忘れた場合のみ）</p> <p>③④ 血圧・体温測定（セルフチェック）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定に使用した体温計については、各自、酒精綿により消毒する。 <p>⑤⑥ 問診、有症状者の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診担当保健師は、以下の手順を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 必要事項が漏れなく記載されているか確認する。 (イ) 以下の基準により有症状者かどうか、質問事項で動員不適項目がないか確認する。

	<p>【有症状者の判断基準】（いずれかの条件を満たしたとき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>血圧値：最高血圧 160mmHg 以上又は最低血圧 100mmHg 以上</u> ・ <u>体温：37℃以上</u> <p>【動員不適項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I-2 質問事項の「インフルエンザの予防接種を受けたことがある」以外の項目で「はい」と回答している。 <p>【(イ) の該当者】</p> <p>医師の診察を受け、作業が可能か確認の上、必要に応じて、防疫作業以外の業務を行う。配置換えの協議は、防疫支援センターリーダーと行う。</p> <p>【(イ) の非該当者】</p> <p>「動員」と「担当者確認済」をチェックする。 問診票は、作業終了後の健康調査まで各自保管することを説明する。</p>
作業後	<p>○手順【健康調査見取り図 例2（別紙4-2）】を参照。</p> <p>①受付・説明→②問診票の記入→③血圧測定→④体温測定→⑤問診→⑥診察（抗インフルエンザウイルス薬処方者）※有症状者、希望者のみ→⑦抗インフルエンザウイルス薬処方 ※有症状者、希望者のみ</p> <p>※受付前の手洗い・うがいについては、防疫支援センター職員（農林水産部職員）により指導が行われる。</p> <hr/> <p>① 受付・説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付担当者は、以下の手順を行う。 (ア) 作業前受付に使用した受付名簿（畜産課作成の名簿様式）でチェックする。 (イ) 問診票の確認をする。問診票を紛失した者に対しては、予備の問診票を配付する。問診票記入のテーブルで必要事項（II-3. 質問事項）を記載するよう指示する。 (ウ) 健康調査について以下の点を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧測定、体温測定の順にセルフチェックを行い、測定結果は問診票に記載すること。 ・ 測定後は、問診票を問診担当の保健師にチェックしてもらうこと。 <p>② 問診票の記入</p>

③④ 血圧・体温測定（セルフチェック）、

- ・測定に使用した体温計については、各自、酒精綿により消毒する。

⑤⑥ 問診、有症状者の対応

- ・問診担当保健師は、以下の手順を行う。
(ア) 必要事項が漏れなく記載されているか確認する。

- (イ) 以下の基準により有症状者かどうか判断する。

有症状者の判断基準（いずれかの条件を満たしたとき）

- ・血圧値：最高血圧 160 mmHg 以上又は最低血圧 100 mmHg 以上
- ・体温：37℃以上

- (ウ) 問診終了者に対して、最終作業日を0日として10日間、毎日朝夕の体温を測定し、健康状態を「体温記録用紙」（様式5）へ記録するよう指導するとともに、発熱や呼吸器症状、結膜炎等鳥インフルエンザ感染が疑われる症状が発現した場合は、直ちに最寄りの保健所*に連絡するよう指導する。

※連絡を受けた保健所は、「鳥インフルエンザ防疫作業従事者経過観察中の健康相談記録票」（様式10）により症状等を聞き取り、感染症指定医療機関への受診勧奨を行う（18ページ参照）とともに、受診料については、自己負担である旨を伝える。また、その結果は、感染症対策課に報告する。

- (エ) 体温等の異常（体温・血圧数値異常、体調不良申告）者は、医師に診察を依頼する。

- (オ) 感染家きんとの接触状況に応じて、問診票及び「抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について」（様式7）により問診及び十分な説明を行い、本人が服用に同意する場合、医師に診察及び「処方箋」（様式8）の交付を依頼する。

- (カ) こころの健康について相談が必要な場合は、「防疫作業従事者の皆様へ」（別紙1-2）により最寄りの保健所または「精神保健福祉センター」「いばらきこころのダイヤル」を利用するよう案内する。

⑥ 診察

- ・医師は、以下の手順を行う。
(ア) 医師は、診察の結果、有症状が認められた場合、医療機関の受診を勧奨する。

- (イ) 抗インフルエンザウイルス薬の予防内服に同意する者に対しては、診察を踏まえ、処方箋を交付する。

- ⑦ 抗インフルエンザウイルス薬処方
- ・薬剤師は、以下の手順を行う。
 - (ア) 医師の処方箋に基づき、抗インフルエンザウイルス薬を交付するとともに服薬指導を行う。
 - ※直ちに1回分（1カプセル）を服用するよう指導する。
- 【抗インフルエンザウイルス薬の予防内服】
- オセルタミビルカプセル75mg（販売名の例：タミフル）
- 処方：1日1回1カプセル
- 服用期間：作業日を含めて最大10日間
（感染鳥類等との最終接触日を0日として最大9日目まで）

《衛生研究所》

（1）病原体検査の実施

保健所から依頼された検体について、RT-PCR 検査及びウイルス分離を直ちに実施する。

感染家きんに係る鳥インフルエンザウイルスの亜型がH5又はH7が陽性の場合、直ちに感染症対策課及び検体搬入保健所に報告する。

検査の結果、H5又はH7陽性またはA型陽性かつH亜型不明（H1、H3、H5、H7陰性）であった場合は、検査結果を保健所に報告するとともに国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センターに連絡の上、速やかに検体を送付する。

（2）県民への情報提供

衛生研究所（感染症情報センター）は、ホームページ等を活用し、県民に対し鳥インフルエンザに係る正しい知識について啓発を行う。

《感染症対策課・薬務課》

（1）関係機関への連絡

感染症対策課は、畜産課から簡易検査陽性の報告を受けた後、全保健所、薬務課及び厚生労働省（結核感染症課動物由来感染症指導係）に第1報の連絡を行う。以降、遺伝子検査等の結果等、逐次情報提供を行う。

（2）健康調査班員の招集（再掲）

① 連絡時期

家畜保健衛生所の簡易検査で陽性と判明し、防疫支援センターの設置場所が決定した時点。

② 健康調査班員の招集

- ・感染症対策課は、畜産課から防疫支援センターの設置場所等の連絡を受けた時点で、事前に作成した「鳥インフルエンザ発生時の健康調査班員名簿」（参考1）に基づき、班員が所属する保健所次長兼総務課長及び情報班員の総括に防疫支援センターの所在地及び集合時間等を連絡する。

③ 健康調査班の交代

- ・ 感染症対策課は、健康調査班員が、原則として9時間（うち休憩1時間）3交代制で健康調査に従事するため、交代班員について、順次、「鳥インフルエンザ発生時の健康調査班員名簿」（参考1）に割り当てられた職員が所属する保健所次長兼総務課長及び情報班員の総括に「防疫支援センターの所在地及び集合時間」を連絡する。

④ 健康調査班の更新

- ・ 感染症対策課は、健康調査班の対応が長期（3日以上）にわたる場合は、随時、「鳥インフルエンザ発生時の健康調査班員名簿」を更新する。

（3）健康調査会場（県庁）の設営及び運営

① 役割 ※健康調査班員のグループリーダーと区別する。

健康調査班長	感染症対策課長
健康調査副班長	感染症対策課疫学グループ課長補佐

② 設営及び運営

感染症対策課は、畜産課から簡易検査陽性の報告を受けた後、福利厚生棟等において健康調査会場を設営する。班長及び副班長は、健康調査班員のグループリーダーに助言等を行い、健康調査の全体的な運営を行う。

(ア) 「健康調査見取り図 例1（県庁会場）」（別紙4-1）、「防疫作業従事者健康調査の流れ（県庁会場）」（別紙5-1）を参考に準備を行う。

(イ) 健康調査用の資機材「鳥インフルエンザ発生時の必要物品一覧」（別紙2）を適宜配置し、速やかに会場準備を完了させる。

（4）防疫作業従事者等に対する健康調査に係る医療従事者等の確保

感染症対策課は、必要に応じて、感染症指定医療機関、県医師会等に防疫作業従事者等に対する健康調査に係る医師の派遣協力を依頼する。また、市町村等に防疫作業従事者等に対する健康調査に係る保健師の派遣協力を依頼する。

（5）健康調査資機材及び抗インフルエンザウイルス薬の搬送

① 感染症対策課は、畜産課から簡易検査陽性の報告を受けた後、同課に抗インフルエンザウイルス薬の発注確認及び畜産課への納品時間の確認を行う。

② 感染症対策課は、畜産課から抗インフルエンザウイルス薬の納品報告を受けた後、速やかに薬務課に連絡する。

③ 薬務課は、抗インフルエンザウイルス薬を畜産課に取りに行き、管轄保健所に搬送し、養鶏場従業員等分を配布後、防疫支援センターに搬送する。

また、感染症対策課で準備している健康調査資機材も防疫支援センターに搬送する。

(6) 医療機関等に対する情報提供及び県民からの相談対応

- ① 感染症対策課は、簡易検査陽性に伴う疑い事例公表後に県医師会、病院協会、看護協会、感染症指定医療機関等に対して、鳥インフルエンザの情報提供を行う。以降、遺伝子検査等の結果等、逐次情報提供を行う。
- ② 感染症対策課は、人の健康に関する県民からの相談に対応する。

(7) 県民への情報提供

感染症対策課は、県民に対し、市町村等と連携して鳥インフルエンザに係る正しい知識について広報を行う。

(8) その他

- ① 感染症対策課は、保健所長がインフルエンザ検査や調査等を必要と認めた場合は、国立感染症研究所、衛生研究所等と協議し実施する。
- ② 感染症対策課は、保健所から外国人の通訳派遣の依頼があった場合には、国際交流課に派遣要請を行う。

3 ヒトへの感染が疑われた場合の対応

鳥インフルエンザは、感染症法の規定により、二類感染症（鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9））及び四類感染症（鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）以外）に指定されており、患者を診断した医師は、感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づいて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。

県内の養鶏場等において、鳥インフルエンザが発生し、ヒトへの感染が確認又は疑われる場合、管轄保健所等、衛生研究所及び感染症対策課は、以下の対応を講ずるものとする。

《保健所》

(1) 疑い患者の把握及び医療機関への受診勧奨

- ① 接触者から保健所に、健康調査時又は健康観察期間中、発熱や呼吸器症状、結膜炎といった鳥インフルエンザ感染が疑われる症状がみられたとの連絡を受けた場合は、「鳥インフルエンザ防疫作業従事者経過観察中の健康相談記録票」（様式10）により症状等を聞き取り、直ちに感染症指定医療機関の受診を勧奨する。また、受診料については、自己負担である旨を伝える。
- ② 感染症指定医療機関に対し、有症状者の受診調整（受入依頼）を行う。
- ③ 受入感染症指定医療機関の主治医が検査を実施する必要があると認めた場合には、明示の同意「検体等の提供に関する承諾書（茨城県感染症病原体等検査実施要領 様式1）」（参考2）を得て、鳥インフルエンザに係る検体採取（鼻腔または、咽頭拭い液等の検体）を依頼する。
採取した検体は、速やかに衛生研究所へ搬送する。

【疑い患者及び患者の検体採取方法】

- ・ インフルエンザウイルス分離用検体採取液に綿棒で鼻腔又は咽頭拭い液を採取する。
- ・ 鼻腔又は咽頭拭い液は保冷し、漏れ出したり、容器が破損することのないように梱包し、インフルエンザ調査票に必要事項を記入の上、検体とともに、速やかに衛生研究所へ搬送する。

(2) 患者又は疑い患者発生届の受理及び報告

医療機関から鳥インフルエンザの患者又は疑い患者の報告を受けた場合は、直ちに感染症対策課に報告する。

(3) 患者及び接触者調査の実施

疫学調査員は、マスク、手袋の着用等の十分な感染防御手段を講じ、患者の積極的疫学調査を行う。

調査の結果、他に感染の恐れがある接触者が確認された場合は、接触者調査を行う。

(4) 消毒等の措置

- ① 鳥インフルエンザに汚染され、又は汚染された疑いがある場所や物件について、感染症法に基づく消毒等の措置を迅速かつ適切に実施する。
- ② 家畜保健衛生所と十分に連携をとり、家畜伝染病予防法に基づく対応との整合性に留意する。

(5) 医療機関等に対する情報提供及び住民相談対応

- ① 管内の医療機関等に対し、鳥インフルエンザが疑われる患者に対する医療機関での対応について周知するとともに、鳥インフルエンザの情報提供に努める。
- ② 人の健康に関する住民からの相談に対応する。

(6) 医療提供体制

鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）は、感染症法の規定により、二類感染症に指定されていることから、「疑似症患者」又は「患者（確定）」と診断された場合には、入院勧告等を行う。

鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）以外は、四類感染症に指定されており、感染症法の規定により対応することとするが、入院治療が必要な場合は、患者及びその保護者等に十分な説明を行い、陰圧病床を備えた感染症指定医療機関での治療を行うことが望ましい。

《衛生研究所》

(1) 病原体検査の実施

保健所から依頼された検体について、R T-PCR 検査及びウイルス分離を直ちに実施する。

感染家きんに係る鳥インフルエンザウイルスの亜型がH 5 又はH 7 が陽性の場合、直ちに感染症対策課及び検体搬入保健所に報告する。

検査の結果、H 5 又はH 7 陽性またはA型陽性かつH亜型不明（H 1、H 3、H 5、H 7 陰性）であった場合は、検査結果を保健所報告するとともに、国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センターに連絡のうえ、速やかに検体を送付する。

(2) その他

- ① 検体の保存、輸送、検査については、職員の感染防御等、安全かつ適切な対応に留意する。

《感染症対策課》

(1) 感染症対策委員会の開催及び関係機関との連絡調整

- ① 受入感染症指定医療機関の主治医が検査を実施する必要があると認め、検体採取し、衛生研究所で検査を実施する場合には、厚生労働省（結核感染症課動物由来感染症指導係）に第1報の報告を行う。
- ② 保健所又は衛生研究所から検査結果の報告があった場合には、速やかに厚生労働省（結核感染症課動物由来感染症指導係）に報告を行う。
- ③ 感染症対策委員会を開催し、鳥インフルエンザに係る県の対応及び患者への医学的対応に関して、助言を求め対策を講じる。
- ④ 新たな患者発生に備え、医師会等の関係機関及び関係部局との連携を図るとともに、県内の医療機関等へ情報提供する。

(2) 患者及び疑い患者等の情報提供について

個人情報の保護に留意し、患者情報を公表する。

【トリに感染した場合：畜産課】

発生農場の住所（市郡）、飼養形態、発生羽数

【人に感染及び発症した場合：感染症対策課】

種別	公表内容
鳥インフルエンザ疑い患者	年代、性別、住所（市郡）
鳥インフルエンザ患者	年齢、性別、住所（市郡）、発症日、検査結果、症状（軽快・安定・悪化等）、接触者の状況
鳥インフルエンザ感染者	感染者の人数、業務の種別

<様式集>

- 様式 1 鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康調査問診票
 - 様式 2 鳥インフルエンザ発生時健康調査計画書
 - 様式 3 鳥インフルエンザ接触者リスト（養鶏場従業員等）
 - 様式 4 鳥インフルエンザ接触者問診票（養鶏場従業員等）
 - 様式 5 体温記録用紙
 - 様式 6 接触者モニタリング表
 - 様式 7 抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について
 - 様式 8 処方箋
 - 様式 9 防疫作業従事者健康調査実施状況報告書
 - 様式 10 鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康相談記録
-
- 別紙 1-1 防疫作業従事者の皆様へ（県職員向け）
 - 別紙 1-2 防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）
 - 別紙 2 鳥インフルエンザ発生時の必要物品一覧
 - 別紙 3 鳥インフルエンザ発生時の対応フロー
 - 別紙 4-1 健康調査見取り図 例 1（県庁会場）
 - 別紙 4-2 健康調査見取り図 例 1（防疫支援センター）
 - 別紙 5-1 防疫作業従事者健康調査の流れ（県庁会場）
 - 別紙 5-2 防疫作業従事者健康調査の流れ（防疫支援センター）
-
- 参考 1 鳥インフルエンザ発生時の健康調査班員名簿
 - 参考 2 検体等の提供に関する承諾書（茨城県感染症病原体等検査実施要領 様式 1）
 - 参考 3 感染症指定医療機関一覧
 - 参考 4-1 健康調査業務作業手順表（県庁会場）
 - 参考 4-2 健康調査業務作業手順表（防疫支援センター）
 - 参考 5 健康調査業務対応チェックリスト（管轄保健所・感染症対策課）

様式1 ※太枠内を記載してください。

鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康調査問診票

令和 年 月 日

氏名	ふりがな	性別	男・女	生年月日	昭・平 年 月 日生 (満 歳)
所属				電話	
自宅住所				電話	

I. 作業開始前

1. 測定

測定時刻	体温	血圧(最大血圧/最小血圧)
時 分	℃	/ mmHg

2. 質問事項

質問事項	回答欄	
1週間以内にインフルエンザに罹患しましたか	はい	いいえ
1週間以内に家族でインフルエンザに罹患した人がいますか	はい	いいえ
インフルエンザの予防接種を受けたことがありますか ・受けたことがある方は接種日を記入(年 月 日)	はい	いいえ
現在、何か病気にかかっていますか(病名:) 治療(投薬など)を受けていますか	はい	いいえ
喘息、心臓病、腎臓病、肝臓病、高血圧、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか(病名:)	はい	いいえ
薬物アレルギーがありますか	はい	いいえ
今日、身体に具合の悪いところがありますか <具体的に記入してください>	はい	いいえ
	<input type="checkbox"/> 動員	<input type="checkbox"/> 担当者確認済

II. 作業終了後

1. 作業状況

班	作業内容	作業時間	休憩時間
		時 分 ~ 時 分 (時間 分)	時 分 ~ 時 分 (分間)

2. 測定

測定時刻	体温	血圧(最大血圧/最小血圧)
時 分	℃	/ mmHg

3. 質問事項

現在、身体に具合の悪いところがありますか。 <具体的に記入してください>	はい	いいえ
作業中にマスクやゴーグルがズレたり、防護着が破れたりしたことがありますか	あった	なかった
国は、「通常の死亡野鳥等の収容等で適切な個人防護具を装着していた限り感染の可能性は極めて低く、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は必要ないと考えている。」との見解を示していますが、抗インフルエンザウイルス薬の予防内服を希望しますか	希望する	希望しない
	被投薬者サイン	
	受診 ・ 受診なし	<input type="checkbox"/> 担当者確認済

医師所見記入欄【作業終了後、異常等が確認され診察した者について記入】

担当医師名:

※本書は、必要事項を記載のうえ保健師の内容確認後にご提出ください。

鳥インフルエンザ発生時健康調査計画書

作成日 : _____
 保健所名 : _____
 養鶏場名 : _____

※ 原則として8時間勤務+1時間勤務となります。
 ※ 勤務時間に合わせて、セルを塗りつぶしてください。

12月31日(金)

役割	養鶏場従業員等の健康調査			防疫作業従事者の健康調査			医療機関等に対する情報提供及び住民相談窓口の設置			地域住民への情報提供			その他		
	(役職)担当者名	係長 ●● ●●													
0:00															
0:30															
1:00															
1:30															
2:00															
2:30															
3:00															
3:30															
4:00															
4:30															
5:00															
5:30															
6:00															
6:30	●			●			●			●			●		
7:00	●			●			●			●			●		
7:30	●			●			●			●			●		
8:00	●			●			●			●			●		
8:30	●			●			●			●			●		
9:00	●			●			●			●			●		
9:30	●			●			●			●			●		
10:00	●			●			●			●			●		
10:30	●			●			●			●			●		
11:00	●			●			●			●			●		
11:30	●			●			●			●			●		
12:00	●			●			●			●			●		
12:30	●			●			●			●			●		
13:00	●			●			●			●			●		
13:30	●			●			●			●			●		
14:00	●			●			●			●			●		
14:30	●			●			●			●			●		
15:00	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
15:30	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
16:00	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
16:30	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
17:00	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
17:30	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
18:00	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
18:30	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
19:00	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
19:30	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
20:00	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
20:30	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
21:00	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
21:30	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
22:00	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
22:30	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
23:00	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	
23:30	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	

養鶏場名: _____

鳥インフルエンザ接触者リスト(養鶏場従業員等)

NO	氏名	性別	年齢	居住市町村	養鶏場での業務 感染した鶏との接触状況	感染した鶏との接触 時の装備状況等	症状(ある場合)	受診状況	抗インフル薬 内服期間	健康観察期間	備考
記載例	〇〇 〇〇	男	40	〇〇市	鶏の飼育(餌やり, 小屋の掃除)	サージカルマスク, 手袋, 作業着	微熱, 咳	12/20 〇〇病院受診し, インフルエンザ迅速キット(-)	12/25まで	12/28まで	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

※調査終了時, 確認記入し, 報告

感染症対策課 TEL:029-301-3233 FAX:029-301-6341

報告: 月 日 時 分現在

報告者:

鳥インフルエンザ接触者問診票（養鶏場従業員等）

（基本事項）

ふりがな 氏 名	性別 男 ・ 女	生年月日 昭・平 年 月 日 (満 歳)
所 属	電話	
自宅住所	電話	

（質問事項）※該当する項目に○で囲んでください。必要に応じて、記入をお願いします。

I【本人及び家族の健康状態について】

1	過去6か月以内にインフルエンザワクチンを受けましたか？ ・1回受けた ・2回受けた ・受けていない
2	治療中のご病気（基礎疾患）はお持ちですか？〔複数回答可〕 ・なし ・糖尿病 ・高血圧 ・心臓病（ ） ・腎臓病（ ） ・肝臓病（ ） ・その他（ ）
3	投与されている薬剤はありますか？ ・なし ・あり（ ） *特にステロイド・免疫抑制剤はお忘れなく！
4	同居者の数について教えてください。 ・0人 ・1人 ・2人 ・3人 ・4人 ・5人以上
5	1人以上と答えた場合は、同居者のワクチン接種状況及び健康状態について教えてください。 (ワクチン接種：あり 人 なし 人) (健康状態：良好 人 良好ではない 人)
6	同居者の中に乳幼児・児童（12歳以下）は、いますか？ ・はい ・いいえ
7	乳幼児・児童のワクチン接種状況及び健康状態について教えてください。 (ワクチン接種：あり 人 なし 人) (健康状態：良好 人 良好ではない 人)

II【接触の状況 鳥インフルエンザ等に感染した鳥等との接触】

8	感染した鶏や鳥、死んだ野鳥等との接触状況があれば、簡潔に教えてください。 ()
9	感染した鶏もしくは鳥が発生した養鶏場もしくは飼育施設にて勤務していましたか？ ・はい ・いいえ
10	そのような鶏や鳥等と1m以内に接触しましたか？ 「はい」と答えた場合は、時期と接触の合計時間をご記入ください。 ・はい ・いいえ 【時期（ 月 日 ～ 月 日）】 【時間 ・5分以内 ・6～30分 ・31～60分 ・61分～2時間 ・2時間以上】
11	鳥インフルエンザが発生した養鶏場等の鳥飼育施設の処理作業に従事しましたか？ ・はい ・いいえ
12	鳥インフルエンザに感染した、あるいは感染が疑われる鶏等の殺処理、肉加工等に従事しましたか？ ・はい ・いいえ

Ⅲ【手洗い、マスク、手袋、防護衣着用等について】

13	<p>上記感染鳥との接触時や接触後に手をしっかり洗いましたか？</p> <p>・洗った ・洗わなかった ・記憶にない ・知らなかった</p>
14	<p>上記感染鳥との接触時に装着されたマスクのタイプをお選び下さい</p> <p>・なし ・外科用マスク ・N95 マスク ・市販のサージカルマスク ・市販のその他のマスク（布・ポリウレタン等）</p>
15	<p>上記感染鳥との接触時に、以下の装備はされておりましたか？〔複数回答可〕</p> <p>・手袋 ・ゴーグル ・つなぎのガウン ・ガウンの前のエプロン ・長靴 ・特になし</p>
16	<p>ゴーグルの位置を何回くらいなおしましたか</p> <p>・なし ・1回 ・2～5回 ・6回以上</p>
17	<p>マスクの位置を何回くらいなおしましたか</p> <p>・なし ・1回 ・2～5回 ・7回以上</p>

Ⅳ【症状問診】

18	<p>発熱していますか？「はい」と答えた場合は、時期をご記入ください。</p> <p>・はい【(発熱 ℃) 月 日から】 ・いいえ</p>
19	<p>呼吸器症状について、現在以下の該当する症状があれば教えてください。</p> <p>症状がある場合、出現した時期を教えてください。【時期 月 日から】</p> <p>・症状なし ・鼻汁 ・咽頭痛 ・咳（せき） ・喀痰（かくたん） ・呼吸困難 ・その他の呼吸器症状（ ）</p>
20	<p>筋肉痛/関節痛はありますか？「はい」と答えた場合は、時期をご記入ください。</p> <p>・症状なし ・筋肉痛 ・関節痛 【時期 月 日から】</p>
21	<p>消化器症状について、現在以下の該当する症状があれば教えてください。</p> <p>症状がある場合、出現した時期を教えてください。【時期 月 日から】</p> <p>・症状なし ・腹痛（おなか痛） ・吐き気 ・嘔吐（おうと） ・下痢 ・その他の消化器症状（ ）</p>
22	<p>その他の症状について、現在以下の該当する症状があれば教えてください。</p> <p>症状がある場合、出現した時期を教えてください。【時期 月 日から】</p> <p>・症状なし ・結膜の充血 ・頭痛 ・その他（ ）</p>
23	<p>医療機関を受診しましたか？</p> <p>「はい」と答えた場合は、医療機関名・受診日・診断名・検査についてご記入ください。</p> <p>・はい（ 診療所・病院） ・いいえ 【受診日 年 月 日】 【診断名 ・インフルエンザ ・その他（ ） ・不明】 【検査 ・インフルエンザ検査（陽性・陰性） ・その他検査（血液検査） ・なし ・不明】</p>

Ⅴ【その他】

24	<p>過去3年以内にインフルエンザにかかったことがありますか？</p> <p>・はい ・いいえ</p>
25	<p>抗インフルエンザウイルス薬（タミフル等）を現在内服していますか？</p> <p>「はい」と答えた場合は、時期をご記入ください。【時期 月 日から】</p> <p>・はい ・いいえ ・これから内服する</p>

【抗インフルエンザウイルス薬予防投与の同意】

同意する （→右にサイン記入） 被投与者サイン

同意しない

各自、毎日体温を測定しましょう。

《 体温記録用紙 》

- ① 鳥インフルエンザの観察期間は最長でも10日です。
 ② 接触があった日から10日間、38度以上の急な発熱や急性呼吸器症状がなければ、ほぼ感染はなく、もちろん他への感染力もないと思われます。
 ③ 気になる症状が現れたときには、速やかに最寄りの保健所に連絡したのち、体温記録用紙を持参し、医療機関を受診してください。
 ④ なお無症状であり、かつ(③)を確実にお守りいただけるという前提で、この期間も通常通りの生活はしていただけますが、注意深くご自身の健康チェックを行っていただくことをお願い致します。
 (接触後10日目まで、無症状で経過した場合は、こちらの用紙を提出する必要はありません。)

氏名	住所	TEL 携帯
----	----	-----------

接触日より	日	測定時間	体温(℃)	呼吸器症状等	備考欄(行先等)
接触日	R 年 月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 1日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 2日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 3日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 4日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 5日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 6日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 7日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 8日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 9日目	月 日	朝 :			
		夕 :			
接触後 10日目	月 日	朝 :			
		夕 :			

※鳥インフルエンザは通常、人に感染することはありません。

様式6

接触者氏名 _____

接触者モニタリング表

患者(or患者畜)との最終接触日時: _____ 年 月 日 時頃

月日	最終接触より	連絡手段	体温(°C)	呼吸器症状の有無	呼吸器以外の症状	確認者
/	0日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	1日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	2日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	3日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	4日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	5日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	6日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	7日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	8日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	9日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
/	10日		朝	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	
			夕	無・咳・痰・呼吸困難・他()	無・下痢・嘔吐・倦怠感・他()	

連絡先TEL _____

担当者名 _____

抗インフルエンザウイルス薬(オセルタミビル)の 予防服用について

【オセルタミビルの効能・効果】

- A型又はB型インフルエンザウイルス感染症の予防に用います。
(* 鳥インフルエンザはA型です。)
- 予防に用いる場合には、本剤を連続して服用している期間のみ効果が持続します。

【用法・用量】

- オセルタミビルカプセルを1日1回1カプセル、決まった時間に服用してください。
- 作業日又はオセルタミビルを処方された日を含め最大10日間服用してください。
※医師の問診後オセルタミビルを受け取った後、直ぐに服用してください。

【副作用】

- まれに腹痛、下痢、吐き気、発疹等の症状があらわれることがあります。

また、頻度は不明ですが、①ショック・アナフィラキシー、②肺炎、③劇症肝炎、肝機能障害、黄疸、④皮膚粘膜眼症候群(Stevens-Jonson 症候群)、中毒性表皮壊死融解症(Toxic Epidermal Necrolysis: TEN)、⑤急性腎不全、⑥白血球減少、血小板減少、⑦精神・神経症状、⑧出血性大腸炎、虚血性大腸炎等があらわれることがあるので、服用後、体調等に異常が認められた場合には、服用を中止し、医師に相談してください。

【その他】

- 腎機能に高度の障害がある場合、慎重に服用する必要があるため、問診の際には必ず医師に告げてください。
- 医療機関を受診する場合や、薬局等で他の薬剤を購入する場合、必ず本剤を服用していることを医師または薬剤師に伝えてください。
- コップ1杯程度の水又はぬるま湯で飲んでください。
- 指示どおり最後まで飲み続けてください。
- 飲み忘れた場合には、決して2回分を1度に飲まないでください。

【備考】

- 御不明の点等は、_____保健所(TEL: _____)までお問合せください。

患 者 氏 名: _____

医療機関の名称及び所在地: _____

調剤した薬剤師の氏名: _____

担当保健所： _____ 保健所

処方箋

_____ 様（生年月日 年 月 日）

処方

【般】 オセルタミビルカプセル 75mg
1日 1回 1カプセル 10日分

処方年月日： 年 月 日

処方医師名： _____

（医療機関の名称及び所在地又は医師の住所）

調剤済年月日	薬剤師氏名
年 月 日	記名押印又は署名 Ⓜ

様式9

養鶏場名:

保健所

防疫作業従事者健康調査実施状況報告書

(単位:人)

月日	グループ	作業時間	作業前健康調査実施者数		作業後有症状者数			抗インフル薬 処方者数 (防疫支援セ ンターのみ)	備考 (その他, 特記事項について記載)
				内作業 中止者数	内医療機関受 診勧奨者数	主な症状等			
		: ~ :							
		: ~ :							
		: ~ :							
		: ~ :							
		: ~ :							
		: ~ :							
		: ~ :							
		: ~ :							
		: ~ :							
		: ~ :							

※各班作業終了時, 確認記入し, 報告

報告: 月 日 時 分現在

感染症対策課 TEL:029-301-3233 FAX:029-301-6341

報告者:

防疫作業従事者の皆様へ（県職員向け）

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫作業者の健康調査は、インフルエンザの感染の有無を確認するためのものです。高病原性鳥インフルエンザに係る疾患以外については、自己の責任において管理してください。

なお、慢性心疾患、慢性肺疾患、免疫機能低下、喘息、鳥アレルギー等の疾患のある方、又は当日体調が不良な方は防疫作業に従事しないようお願いします。

1 作業前の健康調査について

防疫作業を行う前に健康調査を行います。事前に自宅等で体温を測定し、健康調査問診票の所定の事項を記入願います。健康調査では、血圧・体温測定、問診を行います。

2 作業中の留意事項について

- ①作業中、気分や体調が悪くなった場合（咳、くしゃみ、かゆみ、痛み等）は、無理をせず、すぐに現場の責任者に申し出てください。
- ②作業中は、防護服等（マスク・ゴーグル等も含む）を必ず着用してください。防護服等を脱ぐ際は、着脱方法を守り、感染の防止に留意してください。特に靴を脱ぐ際には汚染される可能性が高いので、十分注意してください。
- ③脱水症状を起こさないよう、十分に水分をとってください。

3 作業終了後の留意事項について

防護服を脱いだ後は、手洗い、うがい、手指消毒を必ず行ってください。

4 作業終了後の健康調査について

作業終了後の健康状態を把握するため、健康調査を行います。
作業に従事した方は、**終了後必ず、血圧・体温を測定し健康調査を受けてください。**

5 作業従事後の経過観察について

作業終了日の翌日から10日間の間に、体調の異常（インフルエンザ様症状（38度以上の急な発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛、全体倦怠感、咽頭痛、咳など））が見られた場合は、直ちに最寄りの保健所に連絡したのち、医療機関を受診してください。

※医療機関を受診する場合は、鳥インフルエンザにかかる防疫作業に従事していたことを、必ず医師に伝えてください。

中央保健所	☎029-241-0100	ひたちなか保健所	☎029-265-5515
日立保健所	☎0294-22-4188	潮来保健所	☎0299-66-2114
竜ヶ崎保健所	☎0297-62-2161	土浦保健所	☎029-821-5342
つくば保健所	☎029-851-9287	筑西保健所	☎0296-24-3911
古河保健所	☎0280-32-3021	水戸市保健所	☎029-243-7315

6 メンタルヘルスについて

こころの不調があらわれたり、悩みや不安がある方は、「職員診療所」（裏面参照）をご利用ください。

令和3年度 職員健康相談のご案内

【保健師による健康相談（こころ・からだ）】

<相談場所・予約先>

相談場所	主な担当地区	担当保健師 予約先
県庁舎9階 職員健康管理センター 職員健康管理室	県庁、県央の一部	029-301-2334（直通） 内線：2336（こころ） 2337（からだ） 海老澤 佐賀恵（火～金） sak.ebisawa@pref.ibaraki.lg.jp 成井 久美子（月・火・木・金） ku.narui@pref.ibaraki.lg.jp
水戸合同庁舎7階 職員健康相談室	県北、県央、県西（筑西 合庁ほか）	029-231-4647 大森 宮子（火・水・木） mi_oomori@pref.ibaraki.lg.jp 清水 明美（水・木・金） ake.simizu@pref.ibaraki.lg.jp
土浦合同庁舎第1分庁舎 2階 職員健康相談室	県南、鹿行、県西（筑西 合庁除く）の一部	029-822-7380 大竹 由美子（火・木・金） yu_ootake@pref.ibaraki.lg.jp 大野 眞理子（水・金） mar.oono@pref.ibaraki.lg.jp

【心の健康に関する相談】

- さわやか健康相談（精神科医による相談） **要予約**
嘱託精神科医師が相談に応じます。職場の上司からの相談も受けています。
予約先：029-301-1111（内線2336）海老澤保健師（火～金）
- 精神保健相談員（公認心理師）による相談（カウンセリング）（月・水・金） **要予約**
仕事や家庭の悩み、人間関係などどんな悩みでもお気軽にご利用ください。
昼休みも相談に応じます。事前にご連絡をお願いいたします。
予約先：029-301-1111（内線2334）
- 保健師による健康相談（メンタルヘルス関係）
職員健康管理室（職員健康相談室）の保健師が相談をお受けします。さわやか相談や職場復帰等について支援します。
- 電話相談：24時間電話健康相談サービス（地共済健康ダイヤル）
地方職員共済組合員のみ利用可（地方職員共済組合による事業）
電話番号：0120-7832-24
- メンタルヘルスカウンセリングサービス（地共済こころの健康相談窓口） **要予約**
地方職員共済組合員のみ利用可（地方職員共済組合による事業）
電話予約：0120-7834-12（平日9～21時、土曜日9～16時）
- 心の問題気軽に相談 **要予約** 正職員のみ利用可
(1) カウンセリング専門機関：（公財）茨城カウンセリングセンター
(2) 医療機関

相談機関		相談機関	
日立梅ヶ丘病院	日立市	土浦厚生病院	土浦市
ルリア記念クリニック	那珂市	土浦メンタルクリニック	土浦市
汐ヶ崎病院	水戸市	つくばメンタルクリニック	土浦市
水戸メンタルクリニック本院	水戸市	つくば心療内科クリニック	つくば市
こころのクリニック水戸	水戸市	朝田病院	阿見町
さくらクリニック	鹿嶋市	しもだてでんいカホト心療内科クリニック	筑西市
池田病院	龍ヶ崎市	ホスピタル坂東	坂東市

相談料は無料。ただし、医師が面接相談にて医療行為（服薬等）が必要であると判断した場合は、相談者にその旨を告げ相談者が同意した場合、診療行為（保険診療扱い）となります。

防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫作業者の健康調査は、インフルエンザの感染の有無を確認するためのものです。高病原性鳥インフルエンザに係る疾患以外については、自己の責任において管理してください。

なお、慢性心疾患、慢性肺疾患、免疫機能低下、喘息、鳥アレルギー等の疾患のある方、又は当日体調が不良な方は防疫作業に従事しないようお願いします。

1 作業前の健康調査について

防疫作業を行う前に健康調査を行います。事前に自宅等で体温を測定し、健康調査問診票の所定の事項を記入願います。健康調査では、血圧・体温測定、問診を行います。

2 作業中の留意事項について

- ①作業中、気分や体調が悪くなった場合（咳、くしゃみ、かゆみ、痛み等）は、無理をせず、すぐに現場の責任者に申し出てください。
- ②作業中は、防護服等（マスク・ゴーグル等も含む）を必ず着用してください。防護服等を脱ぐ際は、着脱方法を守り、感染の防止に留意してください。特に靴を脱ぐ際には汚染される可能性が高いので、十分注意してください。
- ③脱水症状を起こさないよう、十分に水分をとってください。

3 作業終了後の留意事項について

防護服を脱いだ後は、手洗い、うがい、手指消毒を必ず行ってください。

4 作業終了後の健康調査について

作業終了後の健康状態を把握するため、健康調査を行います。
作業に従事した方は、**終了後必ず、血圧・体温を測定し健康調査を受けてください。**

5 作業従事後の経過観察について

作業終了日の翌日から10日間の間に、体調の異常（インフルエンザ様症状（38度以上の急な発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛、全体倦怠感、咽頭痛、咳など））が見られた場合は、直ちに最寄りの保健所に連絡したのち、医療機関を受診してください。

※医療機関を受診する場合は、鳥インフルエンザにかかる防疫作業に従事していたことを、必ず医師に伝えてください。

中央保健所	☎029-241-0100	ひたちなか保健所	☎029-265-5515
日立保健所	☎0294-22-4188	潮来保健所	☎0299-66-2114
竜ヶ崎保健所	☎0297-62-2161	土浦保健所	☎029-821-5342
つくば保健所	☎029-851-9287	筑西保健所	☎0296-24-3911
古河保健所	☎0280-32-3021	水戸市保健所	☎029-243-7315

6 メンタルヘルスについて

こころの不調があらわれたり、悩みや不安がある方は、上記保健所又は「茨城県精神保健福祉センター」「いばらきこころのホットライン」（裏面参照）をご利用ください。

高病原性鳥インフルエンザの防疫作業に係るメンタルヘルス

高病原性鳥インフルエンザの防疫作業に従事した方で、こころの不調があらわれたり、悩みや不安がある方は、最寄りの保健所または、以下の電話相談窓口をご利用ください。

○ 茨城県精神保健福祉センター

電話相談対応時間

午前8時30分～午後17時15分

電話番号

月～金：029-243-2870

○ いばらきこころのホットライン

電話相談対応時間

午前9時～12時、午後1時～午後4時

(ただし、祝祭日および12月29日～1月3日を除く)

※電話相談は回線には限りがあるため、つながりにくいことがあります。

電話番号

月～金：029-244-0556 (わのこころ)

土、日：0120-236-556

別紙2

鳥インフルエンザ発生時の必要物品一覧(不足資材確認用)

<農林水産部で準備> 消耗品は1箇所の農場で10日間従事した際の目安
 ・動員職員は県庁で健康調査、市町村・団体職員は防疫支援センターで健康調査を実施する。

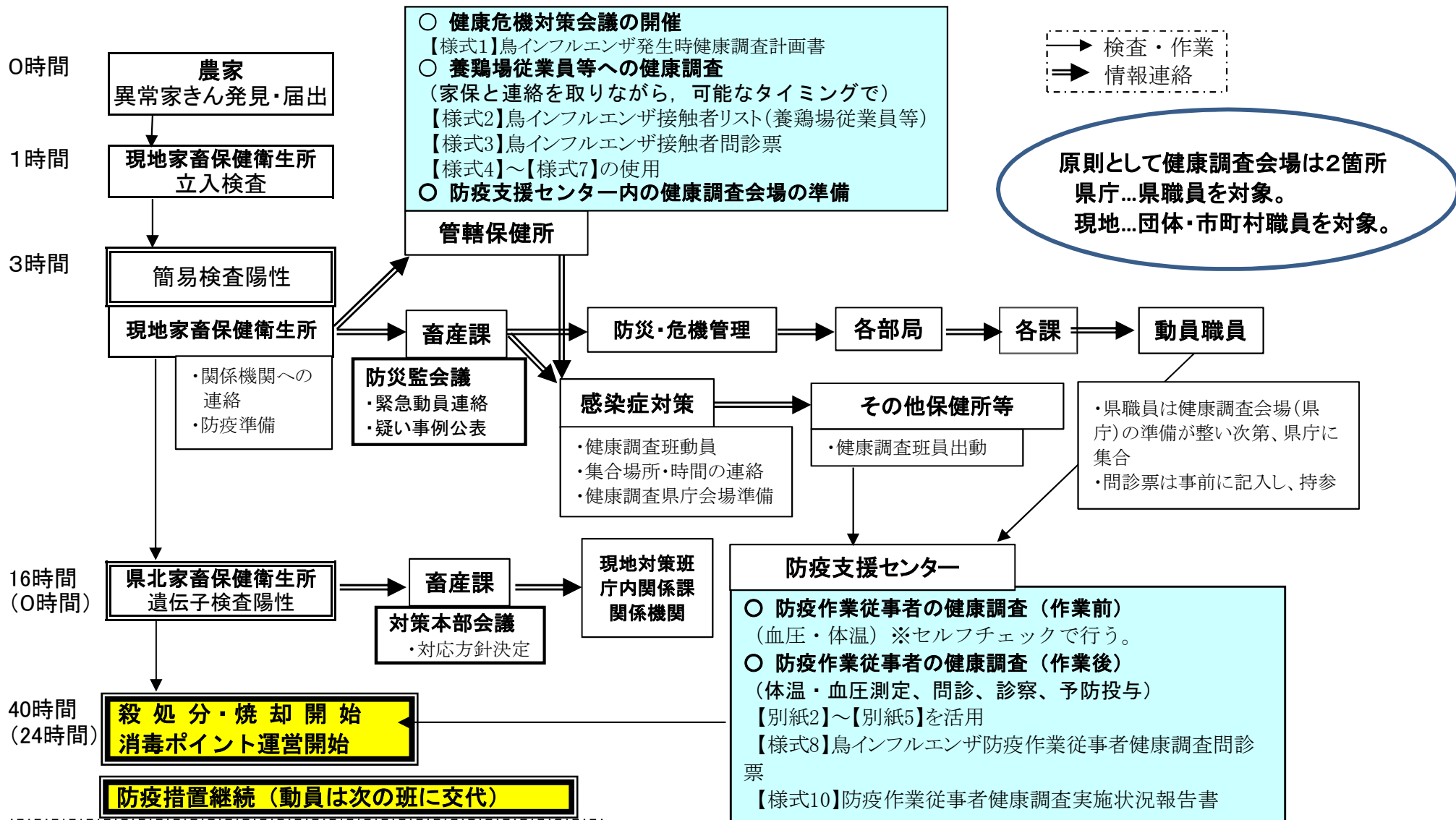
NO	項目	規格	必要数			備考
			県庁	支援セ		
1	AED	台	2	—	2	備品費不足のため今年度購入困難
2	自動血圧計	台	20	10	10	
3	交換用乾電池	本	—			発生時に調達
4	延長コード	10m/個	4	2	2	
5	デジタル体温計	本	60	30	30	
6	交換用コイン型電池	本	—			発生時に調達
7	ドライバー	組	2	1	1	電池交換時に使用
8	舌圧子	100本/箱	2	—	2	発生時に調達
9	ペンライト	本	2	—	2	
10	使い捨てゴム手袋S	100枚/箱	4	2	2	
	使い捨てゴム手袋M	100枚/箱	4	2	2	
	使い捨てゴム手袋L	100枚/箱	4	2	2	
	使い捨てゴム手袋XL	100枚/箱	4	2	2	
11	ペーパータオル	200枚/箱	60	30	30	キムタオルで代用
12	うがい薬(500ml)	本	10	—	10	イソジンは1回分2~4mlを水60mlに希釈 受付前の設置は必須 農林水産部職員により対応
13	紙コップ	100個/箱	100	—	100	100個入り 受付前の設置は必須 農林水産部職員により対応
14	救急箱及び薬剤等	箱	2	1	1	絆創膏, 消毒薬, ガーゼ, テープ等
15	飲料水(ペットボトル)500ml	本	5400	3600	1800	抗インフル薬内服のため1本ずつ配布
	イオン飲料水(ペットボトル)2000ml	本	1350	900	450	うがい薬を希釈する際に使用 農林水産部職員により対応
16	アルコール手指消毒薬(1ℓ)	本	40	20	20	
17	アルコール含有ウェットティッシュ	60枚/箱	40	20	20	
18	酒精綿(カット綿)	200枚/箱	20	10	10	200枚入り
19	石けん液(5ℓ)	個	5	—	5	受付前の設置は必須
20	石けん液用ボトル	個	5	—	5	受付前の設置は必須
21	スクリーン(パーテーション)	枚	4	—	4	
22	簡易ベッド	台	2	—	2	
23	担架	台	2	—	2	
24	防寒シート	個	1	20	20	
25	バスタオル	枚	10	—	10	ハンドタオル多数
26	毛布	枚	10	—	10	発生時に調達
27	物品収納ケース等	個	8	4	4	
28	ビニール袋(A5サイズ)	枚	600	—	600	抗インフル薬処方時の薬袋、封筒なら在庫有
29	ビニール袋(ゴミ袋)	枚	20	10	10	10枚入り(酒精綿, 紙コップ等を捨てるため)

<各保健所で用意>

NO	項目	数量	備考
1	血圧計	1台	再測定用
2	医師用聴診器	1台	診察用
3	血圧測定用聴診器	1台	再測定用
4	パルスオキシメーター	2台	
5	筆記用具		
6	使い捨てマスク(不織布)	100枚	300枚 感染症対策課で備蓄
7	N95マスク	20枚	
8	フェイスシールド	20個	300個 感染症対策課で備蓄
9	防護メガネ	20個	
10	アイソレーションガウン	60枚	300枚 感染症対策課で備蓄

※ 不足する場合は, 感染症対策課と調整する。

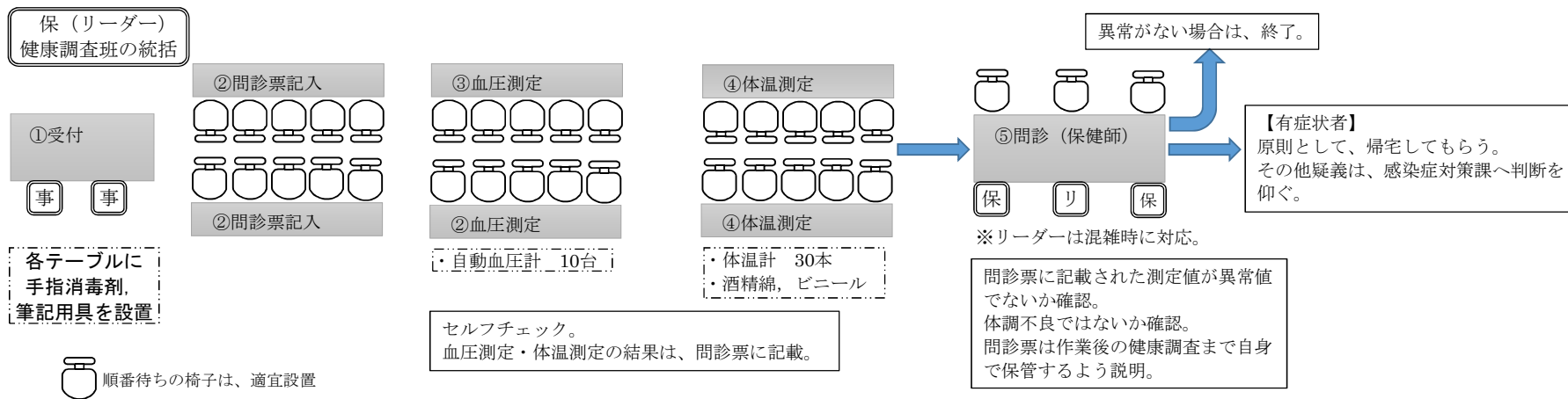
鳥インフルエンザ発生時の主な対応フロー（感染症対策課・保健所関係）



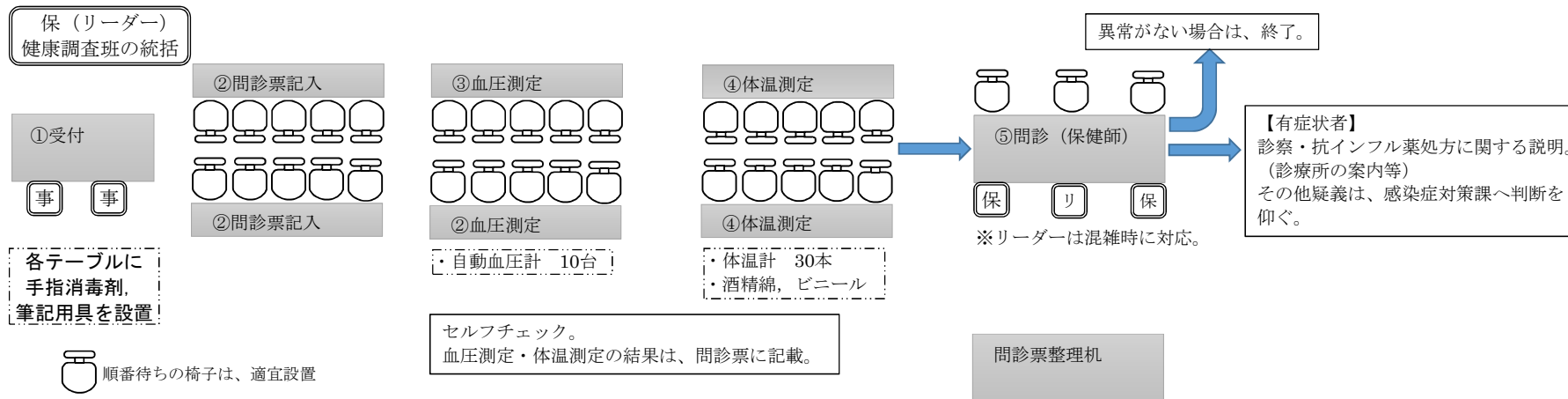
※時間については、検査の状況に応じて変動する可能性あり。

健康調査会場見取り図 例1 (県庁会場)

作業前 (県庁会場) ①受付→②問診票記入→③血圧測定→④体温測定→⑤問診



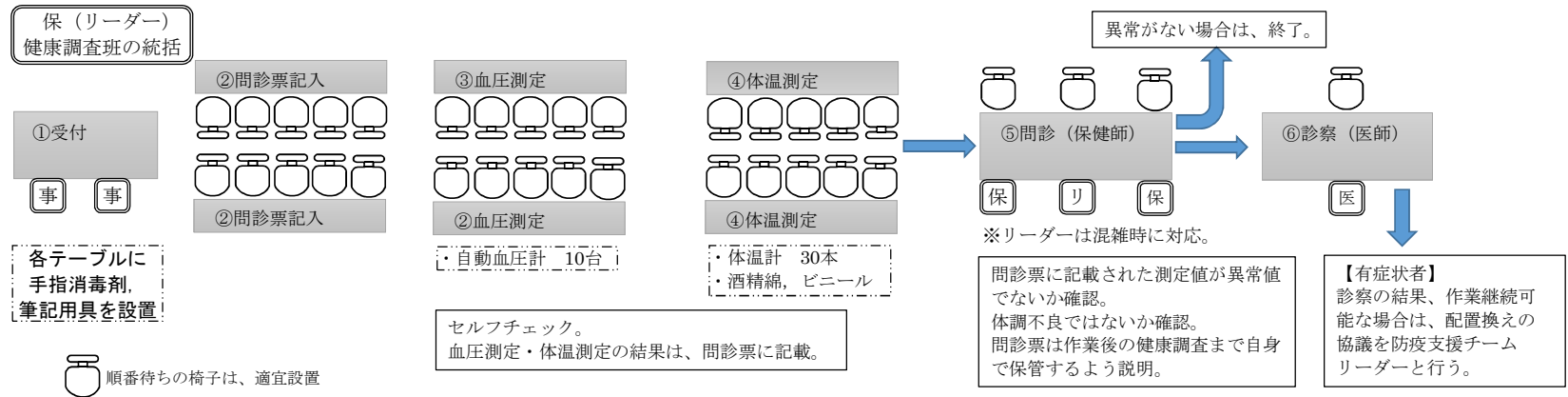
作業後 (県庁会場) ①受付→②問診票記入→③血圧測定→④体温測定→⑤問診



健康調査会場見取り図 例2 (防疫支援センター)

作業前 (防疫支援センター)

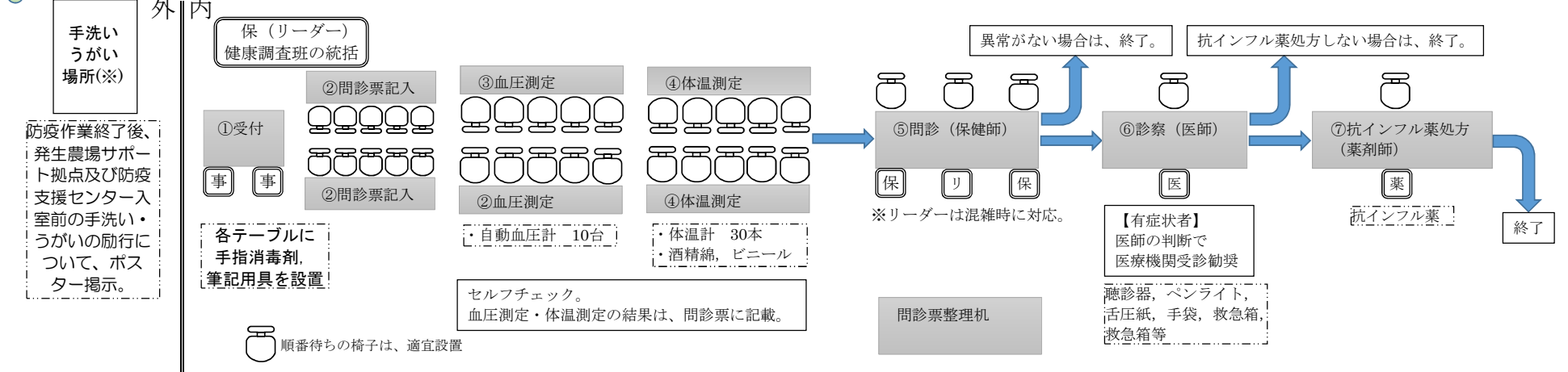
①受付→②問診票記入→③血圧測定→④体温測定→⑤問診→⑥診察



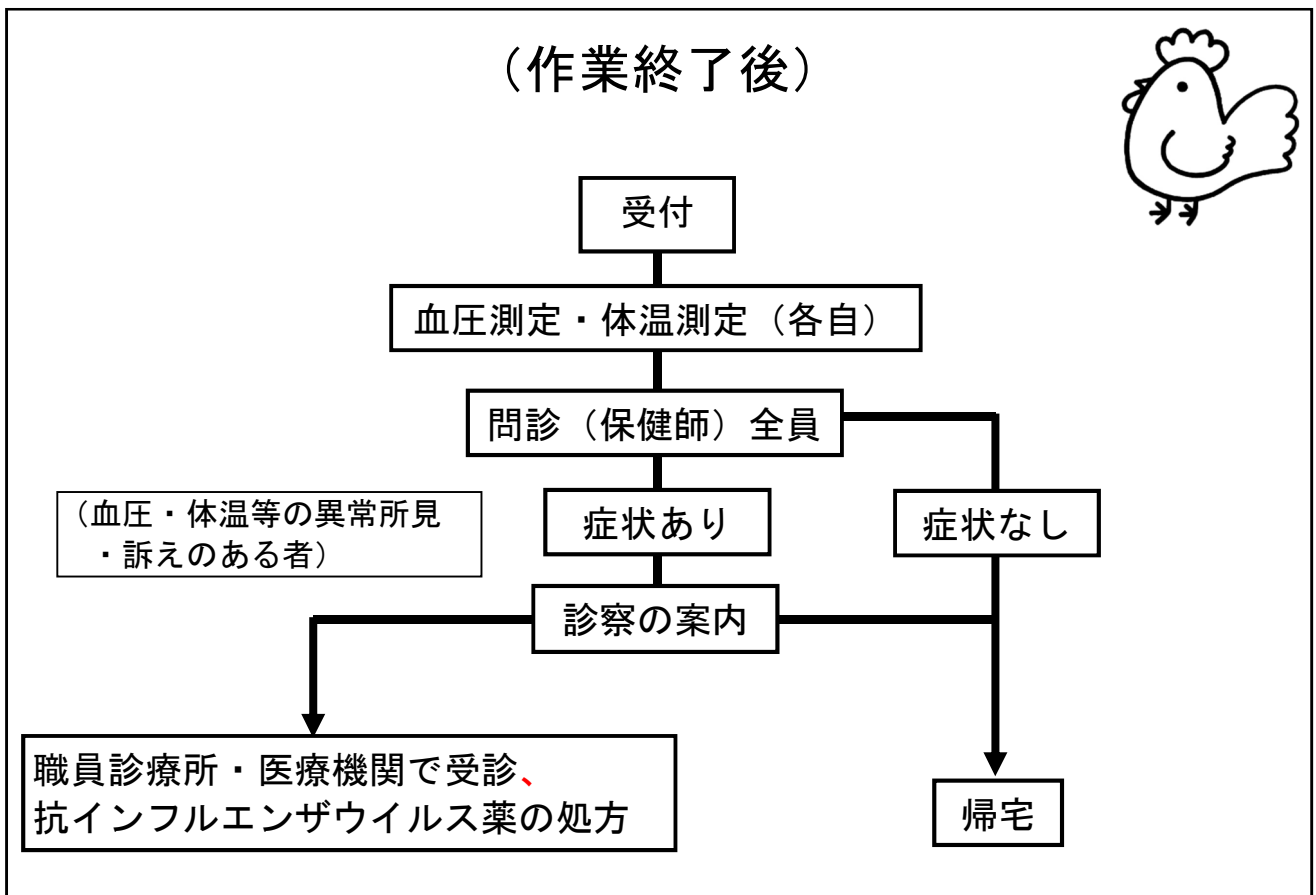
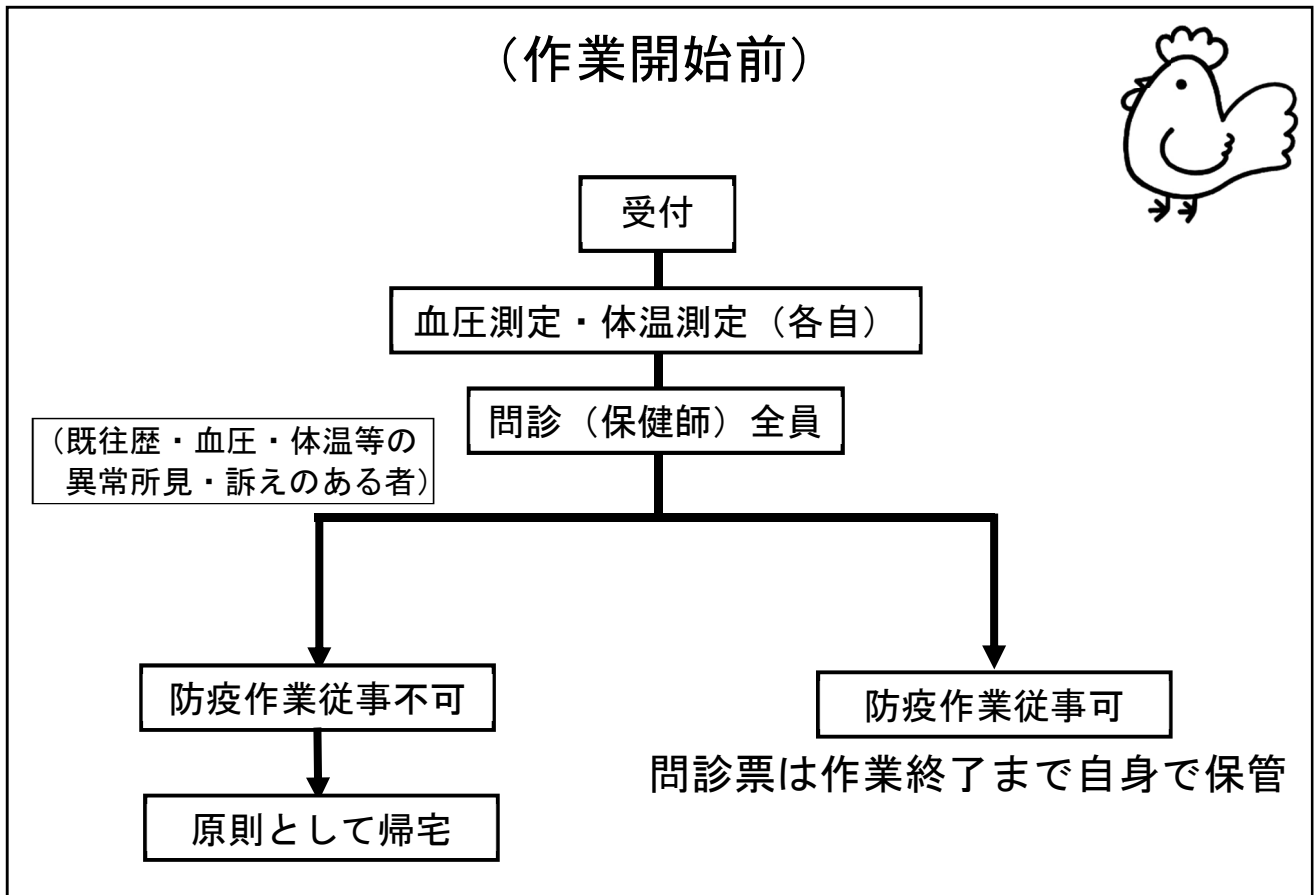
作業後 (防疫支援センター)

①受付→②問診票記入→③血圧測定→④体温測定→⑤問診→⑥診察→⑦抗インフル薬処方

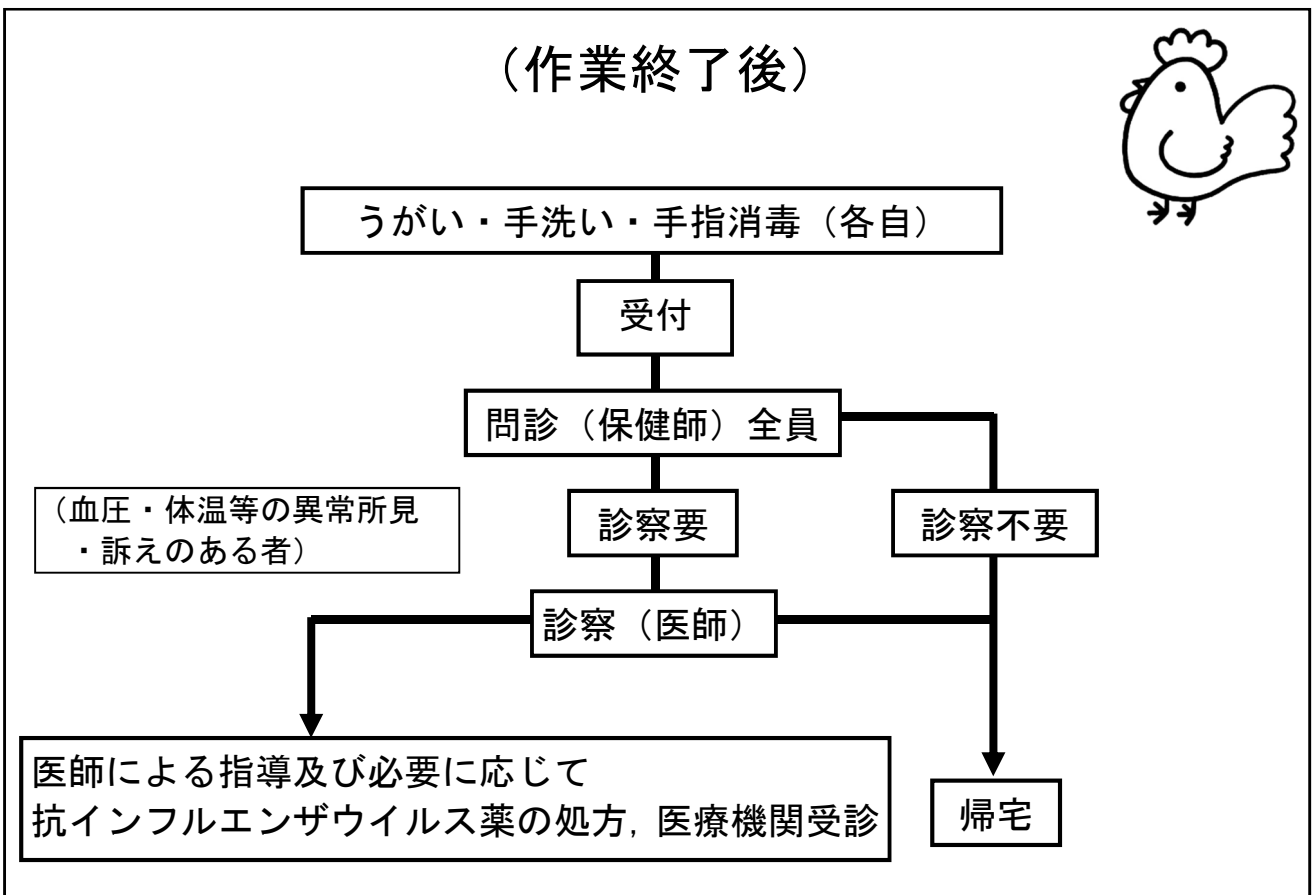
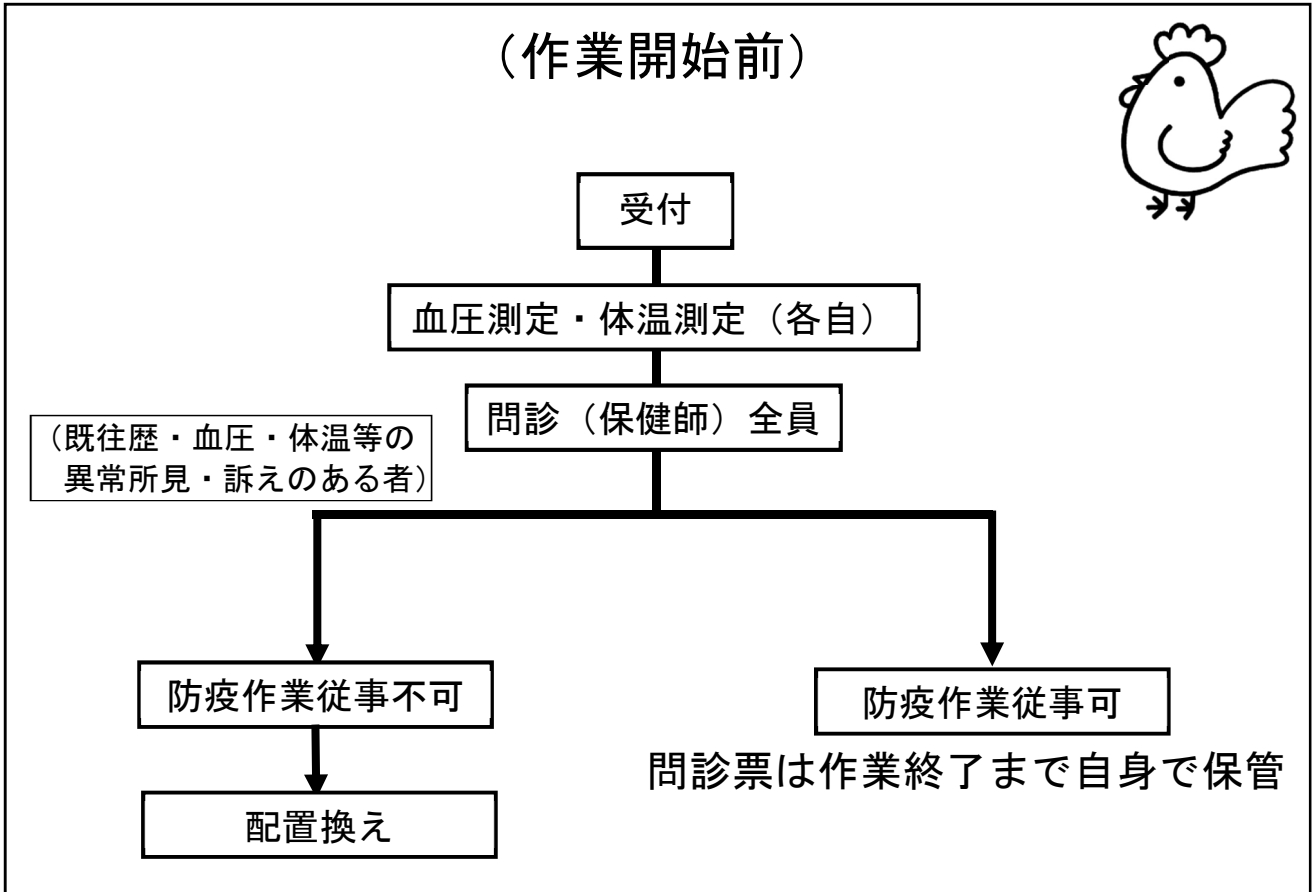
<作業現場のチェック>
作業現場で防護服を脱ぎ、手洗い・うがいを行う場面、健康チェックを行う場所に入る前に手洗い・うがいを行う場面(※)等には、正しく防護服の着脱が行えているか、きちんと手洗い・うがいをしているか確認する要員を配置することが望ましい。(原則、農林水産部職員が対応)



防疫作業従事者健康調査の流れ（県庁会場）



防疫作業従事者健康調査の流れ（防疫支援センター）



【参考1】 鳥インフルエンザ発生時の健康調査班員名簿

発生日	●●年●月●日
飼養羽数	約●万羽

発生場所	●●養鶏場(所在地:●●)
防疫支援センター	●●公民館(所在地:●●)

県庁職員の動員スケジュール

	日程	防疫従事者 県庁集合時間	防疫従事者 県庁到着時間
A班	12月31日(金)	4:15	14:15
B班	12月31日(金)	7:45	17:45
C班	12月31日(金)	11:15	21:15
D班	12月31日(金)	14:45	0:45
E班	12月31日(金)	18:15	4:45
F班	12月31日(金)	21:45	8:15
A班	1月1日(土)	4:15	14:15
B班	1月1日(土)	7:45	17:45
C班	1月1日(土)	11:15	21:15
D班	1月1日(土)	14:45	0:45
E班	1月1日(土)	18:15	4:45
F班	1月1日(土)	21:45	8:15

県北エリア

中央、ひたちなか、日立、潮来保健所の管轄する区域で発生した場合は「現地グループ」、その他の区域で発生した場合は「県庁グループ」となる。

	日程	従事時間 (8時間勤務 +1時間休憩)	集合 時間	保健師		(予備人員)	事務職		医師	薬剤師
				リーダー	問診	(問診)	受付等		診察等	タミフル配付
1班	12月31日(金)	3:45 ~ 12:45	3:35	中央	ひたちなか	日立 (潮来)	総務課	計画推進課		中央
2班	12月31日(金)	11:45 ~ 20:45	11:35	ひたちなか	日立	潮来 (中央)	統計課	生活文化課		ひたちなか
3班	12月31日(金)	19:45 ~ 4:45	19:35	日立	潮来	中央 (ひたちなか)	女性活躍・県民協働課	環境政策課		日立
4班	1月1日(土)	3:45 ~ 12:45	3:35	潮来	中央	ひたちなか (日立)	環境対策課	水政課		潮来
5班	1月1日(土)	11:45 ~ 20:45	11:35	中央	ひたちなか	日立 (潮来)	消防安全課	原子力安全対策課		中央
6班	1月1日(土)	19:45 ~ 4:45	19:35	ひたちなか	日立	潮来 (中央)	厚生総務課	健康・地域ケア推進課		ひたちなか

団体職員の動員スケジュール

	日程	防疫従事者 現地集合時間	防疫従事者 終了時間
A班	12月31日(金)	8:00	16:30
B班	12月31日(金)	14:00	22:30
C班	12月31日(金)	20:00	4:30
A班	1月1日(土)	8:00	16:30
B班	1月1日(土)	14:00	22:30
C班	1月1日(土)	20:00	4:30

県南エリア

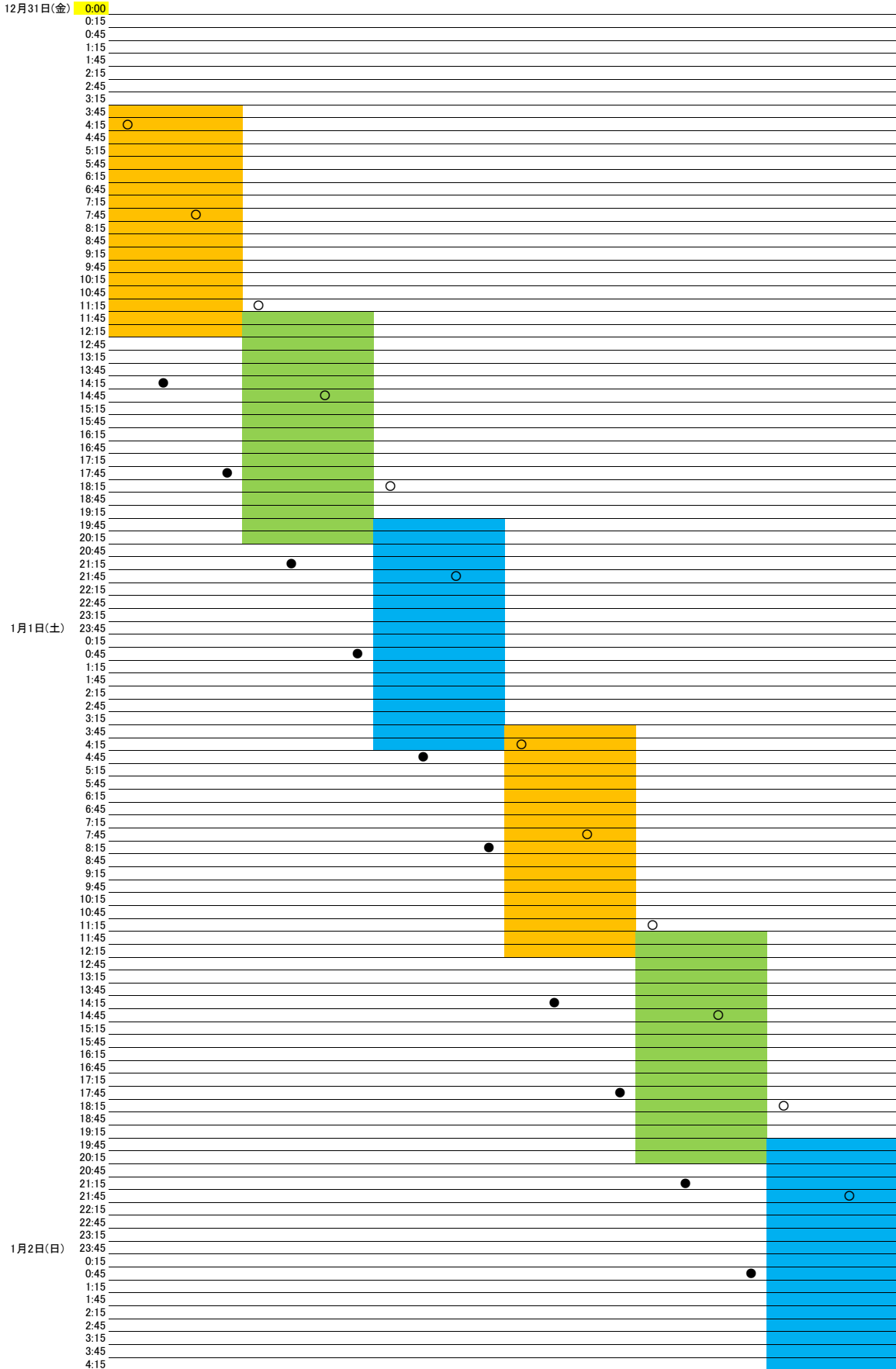
竜ヶ崎、土浦、つくば、筑西、古河保健所の管轄する区域で発生した場合は「現地グループ」、その他の区域で発生した場合は「県庁グループ」となる。

	日程	従事時間 (8時間勤務 +1時間休憩)	集合 時間	保健師		(予備人員)	事務職		医師	薬剤師
				リーダー	問診	(問診)	受付等		診察等	タミフル配付
1班	12月31日(金)	7:30 ~ 16:30	7:20	竜ヶ崎	土浦	つくば (筑西)	医療政策課	グローバルビジネス支援チーム		竜ヶ崎
2班	12月31日(金)	15:30 ~ 0:30	15:20	土浦	古河	筑西 (竜ヶ崎)	産業政策課	技術革新課		土浦
3班	12月31日(金)	23:30 ~ 8:30	23:20	つくば	竜ヶ崎	土浦 (古河)	農業政策課	監理課		つくば
4班	1月1日(土)	7:30 ~ 16:30	7:20	筑西	つくば	古河 (土浦)	道路維持課	河川課		筑西
5班	1月1日(土)	15:30 ~ 0:30	15:20	古河	筑西	竜ヶ崎 (つくば)	港湾課	下水道課		古河
6班	1月1日(土)	23:30 ~ 8:30	23:20	竜ヶ崎	土浦	つくば (筑西)	企業局総務課	教育庁総務課		竜ヶ崎

医師・薬剤師は、現地グループのみ対応する。
 医師のグループ配置は、発生農場の管轄が判明してから、決定する。(例:古河HC管轄で発生した場合、周辺の管轄HCの医師から配置する。)
 リーダは、主査・係長級以上のものが対応する。
 予備人員は、発生地の管轄保健所の保健師が当番に入っていた場合に、代理として対応する。(管轄保健所の保健師は、養鶏場従業員等の対応があるため。)

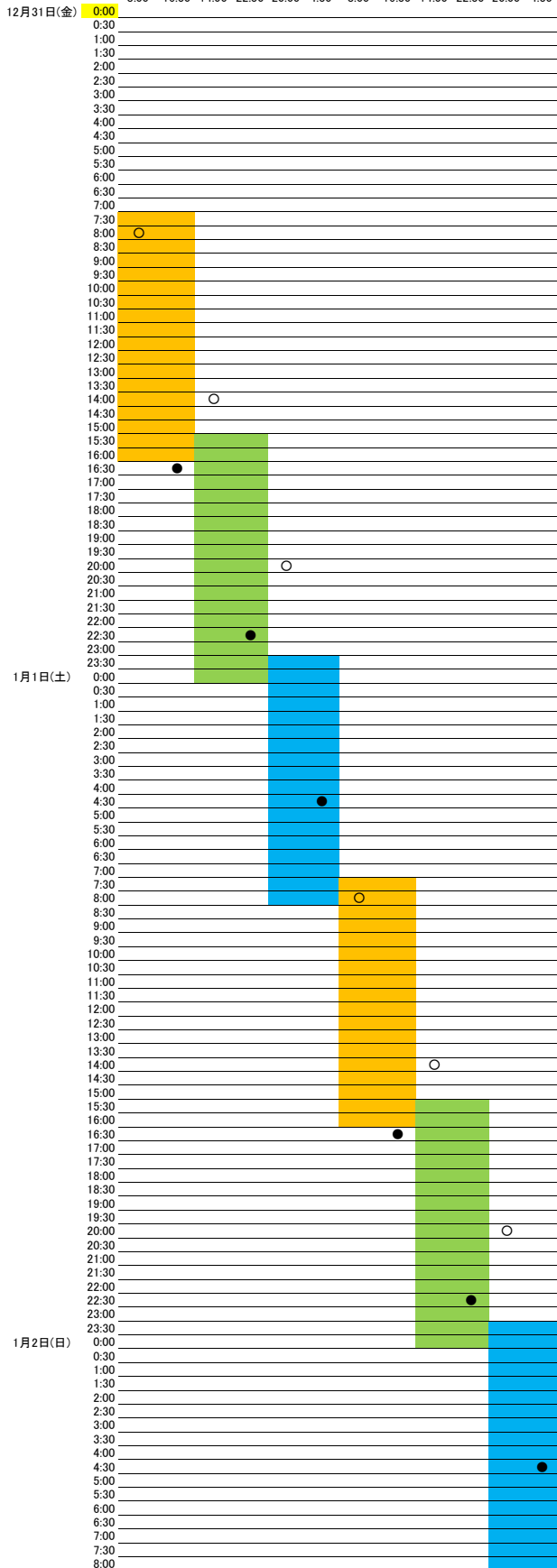
県庁グループ(スケジュールグラフ)

1班		2班		3班		4班		5班		6班	
3:45 ~ 12:45		11:45 ~ 20:45		19:45 ~ 4:45		3:45 ~ 12:45		11:45 ~ 20:45		19:45 ~ 4:45	
A班		B班		C班		D班		E班		F班	
集合時間	到着時間	集合時間	到着時間	集合時間	到着時間	集合時間	到着時間	集合時間	到着時間	集合時間	到着時間
4:15	14:15	7:45	17:45	11:15	21:15	14:45	0:45	18:15	4:45	21:45	8:15



現地グループ(スケジュールグラフ)

1班		2班		3班		4班		5班		6班	
集合時間	終了時間	集合時間	終了時間	集合時間	終了時間	集合時間	終了時間	集合時間	終了時間	集合時間	終了時間
7:30	16:30	15:30	0:30	23:30	8:30	7:30	16:30	15:30	0:30	23:30	8:30
A班		B班		C班		A班		B班		C班	
集合時間	終了時間	集合時間	終了時間	集合時間	終了時間	集合時間	終了時間	集合時間	終了時間	集合時間	終了時間
8:00	16:30	14:00	22:30	20:00	4:30	8:00	16:30	14:00	22:30	20:00	4:30



(様式 1)

検体等の提供のお願い

茨城県

保健所長

茨城県では、感染症患者が発生した際には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、感染症の発生の状況、動向及び原因等を明らかにする積極的疫学調査を行い、感染症対策を講じております。

この対策の一環として、保健所や衛生研究所では、感染症の原因となる病原体等の検査や感染症感染経路の特定のために検体から分離された病原体（菌及びウイルス）の詳細な検査（分子疫学解析検査）を実施しております。（本県衛生研究所等で実施不可能な検査は、国立感染症研究所等で実施しております。）

このため皆様方には、この業務の意義と重要性をご理解いただき、これら病原体等検査のための「検体」及び当該検体から分離された「病原体」の提供をお願いしております。

下記の事項をご理解いただき、あなたから提供された検体及び当該検体から分離された病原体に対して、病原体等の検査及び分子疫学解析検査を行うことについて、ご同意をいただける方は、承諾書にご記入願います。

- ① ご提供いただいた「検体」及び当該検体から分離された「病原体」は、感染症法に基づいた検査のみに使用します。
- ② 検査結果は、集計・解析されたのちに、感染症の発生状況の把握や感染症対策等に利用されますが、検体等をご提供いただいた個人が特定されることのないようにするとともに、個人情報には固く守ります。
- ③ 検体提供に御協力がいただけない場合にも、あなたに何らの不利益を被ることはありません。あなたの自由意志に委ねられます。

切り取り

検体等の提供に関する承諾書

- 1) 検体の提供及び病原体等の検査
- 2) 検体から分離された病原体の提供及び分子疫学解析検査

について十分な説明を受けましたので、これを承諾します。

令和 年 月 日

茨城県

保健所長 殿

署名(未成年者の場合は保護者署名)

「病原体等の検査」とは、
感染症（病気）の原因となった細菌やウイルスなどを見つけ出すための検査です。

「分子疫学解析検査」とは、
病原体等の検査で見つかった細菌あるいはウイルス等が、どのグループに属しているかを詳しく分類するための検査です。この検査により感染経路がわかる場合もあります。

感染症指定医療機関一覧（令和 4 年 1 月現在）

第 1 種感染症指定医療機関

設置主体	病院名	医療圏	病床数	指定日
厚生連	JA とりで総合医療センター		2	平成 17 年 5 月

第 2 種感染症指定医療機関

設置主体	病院名	医療圏	病床数	指定日
日赤	水戸赤十字病院	水戸	6	平成 11 年 4 月
		筑西・下妻	4	
済生会	常陸大宮済生会病院	常陸太田・ひたちなか	4	平成 20 年 1 月
民間	株式会社日立製作所 ひたちなか総合病院	常陸太田・ひたちなか	2	平成 22 年 1 月
民間	株式会社日立製作所 日立総合病院	日立	4	平成 11 年 4 月
公財	財団法人 鹿島病院	鹿行	4	平成 11 年 4 月
厚生連	JA とりで総合医療センター	取手・龍ヶ崎	6	平成 11 年 4 月
厚生連	総合病院土浦協同病院	土浦	6	平成 11 年 5 月
公財	筑波メディカルセンター 一病院	つくば	1	平成 13 年 3 月
		筑西・下妻	2	
民間	筑波学園病院	つくば	3	平成 13 年 3 月
日赤	古河赤十字病院	古河・坂東	2	平成 13 年 4 月
厚生連	茨城西南医療センター 病院	古河・坂東	2	平成 13 年 4 月

【作業手順表】 県庁グループ（会場：福利厚生棟等） ※作業前

項目	作業内容		必要物品	机	椅子
	防疫作業従事者	健康調査班員			
①受付 （事務職2名）	防疫作業従事者名簿を確認する。	防疫作業従事者名簿を確認する。 従事者の入れ替わりがあった場合は、余白部分に代替職員の情報を記載する。 代替職員については、随時、感染症対策課、畜産課、防災・危機管理課とネット上で情報共有する（例：Webexの共有スペース等）。	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 防災危機管理課作成の防疫作業従事者名簿 「鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康調査問診票」（予備100部） 「防疫作業従事者の皆様へ（県職員向け）」（360部/日） 	2	2
	事前に記入してきた問診票を提示する。 問診票を忘れた場合は、その旨申告する。	問診票を持参したか確認する。 また、問診票の必要事項（基本事項・質問事項）が記載されていることを確認する。 未記入がある場合は、問診票記入のテーブルに記載するよう指示する。 問診票を忘れた者に対しては、予備の問診票を配付する。 次の点を説明する。 （1） 血圧測定、体温測定の順にセルフチェックを行い、測定結果は問診票に記載すること。 （2） 測定後は、問診票を問診担当の保健師にチェックをしてもらうこと。 （3） 「防疫作業従事者の皆様へ（県職員向け）」を配付し、一読すること。			
②問診票記入	未記入事項がある場合または問診票を忘れた場合は、問診票に必要事項を記載する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 	4	10
③血圧測定	セルフチェック。 測定結果は、問診票に記載する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 自動血圧計（10台） 	4	10
④体温測定	セルフチェック。 測定結果は、問診票に記載する。 体温計については、使用後に酒精綿で消毒する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 体温計（30本） 酒精綿（10箱 200枚/箱） 酒精綿を捨てる袋（4枚） 	4	10
⑤問診 （保健師3名） グループリーダーは、混雑時に対応。	問診票を問診担当の保健師に提示する。	<p>問診票の内容を確認し、以下の基準により有症状かどうか、質問事項で動員不適項目がないか確認する。</p> <p>【有症状者の判断基準（いずれかの条件を満たしたとき）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 血圧値：最高血圧 160mmHg以上 または最低血圧 100mmHg以上 体温：37℃以上 <p>【動員不適項目の判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-2質問事項の「インフルエンザの予防接種を受けたことがある」以外の項目で「はい」と回答している。 <p>【動員適格者】</p> <p>問診票の1.作業開始前2.質問事項の下記の「動員」と「担当者確認済」にチェックする。</p> <p>問診票は、作業終了後の健康調査まで各自保管することを説明する。</p> <p>【動員不適格者】</p> <p>原則として、帰宅してもらう。その際は、問診票を回収して「担当者確認済」をチェックする。 帰宅した者について、随時、感染症対策課、畜産課、防災・危機管理課とネット上で情報共有する（例：Webexの共有スペース等）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 	2	3
			計	16	35

【作業手順表】 県庁グループ（会場：福利厚生棟等） ※作業後

項目	作業内容		必要物品	机	椅子
	防疫作業従事者	健康調査班員			
①受付 （事務職2名）	作業前受付に使用した防疫作業従事者名簿を確認する。	作業前受付に使用した防疫作業従事者名簿を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 防災危機管理課作成の防疫作業従事者名簿 「鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康調査問診票」（予備100部） 「防疫作業従事者の皆様へ（県職員向け）」（360部/日） 	2	2
	問診票を提示する。 問診票を紛失した場合は、その旨申告する。	問診票を持参したか確認する。 問診票を紛失した者に対しては、予備の問診票を配付する。 次の点を説明する。 （1） 問診票の必要事項（作業終了後の質問事項）を記載すること。 （2） 血圧測定、体温測定の順にセルフチェックを行い、測定結果は問診票に記載すること。 （3） 測定後は、問診票を問診担当の保健師にチェックしてもらうこと。			
②問診票記入	必要事項（作業終了後の質問事項）を記載する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 	4	10
③血圧測定	セルフチェック。 測定結果は、問診票に記載する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 自動血圧計（10台） 	4	10
④体温測定	セルフチェック。 体温計については、使用後に酒精綿で消毒する。 測定結果は、問診票に記載する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 体温計（30本） 酒精綿（10箱 200枚/箱） 酒精綿を捨てる袋（4枚） 	4	10
⑤問診 （保健師3名） グループリーダーは、混雑時に対応。	問診票を問診担当の保健師に提示する。	<p>問診票の内容を確認し、有症状かどうか確認する。</p> <p>【有症状者の判断基準（いずれかの条件を満たしたとき）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 血圧値：最高血圧 160mmHg以上 または最低血圧 100mmHg以上 体温：37℃以上 <p>有症状者については、職員診療所・医療機関の受診を案内するとともに、受診後も自宅での健康観察を行うよう説明する。（緊急を要する場合は、速やかに感染症対策課へ報告し、救急車を要請する。）</p> <p>Ⅱ.作業終了後3.質問事項の下記に「受診」「受診なし」の区分があるため、該当部分に○をつけて、「担当者確認済」をチェックする。</p> <p>問診終了者に対して、最終作業日を0日として10日間、毎日朝夕の体温を測定し、健康状態を「体温記録用紙」（様式5）へ記録するよう指導するとともに、発熱や呼吸器症状、結膜炎等鳥インフルエンザ感染が疑われる症状が発現した場合は、直ちに最寄りの保健所に連絡するよう指導する。</p> <p>こころの健康について相談が必要な場合は、「防疫作業従事者の皆様へ」（別紙1-1）により職員診療所を利用するよう案内する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 「体温記録用紙」（様式5）（360部/日） 	2	3
			計	16	35

【作業手順表】 現地グループ（会場：防疫支援センター） ※作業前

項目	作業内容		必要物品	机	椅子
	防疫作業従事者	健康調査班員			
受付は、県職員及び団体職員の荷物の預かりを併せて行うため、団体職員に対しては、健康調査（問診票記入等）へ誘導する必要がある。そのため、防疫支援センターの職員（農林水産部職員）と協力しながら行う。					
①受付 （事務職2名） ※健康調査班員	所属・氏名を申告する。 （名簿に氏名を記載する。）	畜産課作成の名簿様式に所属・氏名を記載してもらう。 （団体職員の名簿は、所属及び人数のみであるため、名簿に氏名を記載してもらう。）	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 畜産課作成の名簿様式 問診票予備（様式1）「鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康調査問診票」（180部） （別紙1-2）「防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）」（180部/日）。 	2	2
	事前に記入してきた問診票を提示する。 問診票を忘れた場合は、その旨申告する。	問診票を持参したか確認する。 また、問診票の必要事項（基本事項・質問事項）が記載されていることを確認する。 未記入がある場合は、問診票記入のテーブルで記載するよう指示する。 問診票を忘れた者に対しては、予備の問診票を配付する。			
②問診票記入	未記入事項がある場合または問診票を忘れた場合は、問診票に必要事項を記載する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 	4	10
③血圧測定	セルフチェック。 測定結果は、問診票に記載する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 自動血圧計（10台） 	4	10
④体温測定	セルフチェック。 測定結果は、問診票に記載する。 体温計については、使用後に酒精綿で消毒する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 体温計（30本） 酒精綿（10箱 200枚/箱） 酒精綿を捨てる袋（4枚） 	4	10
⑤問診 （保健師3名） グループリーダーは、混雑時に対応。	問診票を問診担当の保健師に提示する。	問診票の内容を確認し、以下の基準により有症状かどうか、質問事項で動員不適項目がないか確認する。 【有症状者の判断基準（いずれかの条件を満たしたとき）】 ・血圧値：最高血圧 160mmHg以上 または 最低血圧 100mmHg以上 ・体温：37℃以上 【動員不適項目の判断基準】 ・1-2質問事項の「インフルエンザの予防接種を受けたことがある」以外の項目で「はい」と回答している。	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 	2	3
		【動員適格者】 問診票の1.作業開始前2.質問事項の下記の「動員」と「担当者確認済」にチェックする。 問診票は、作業終了後の健康調査まで各自保管することを説明する。 【動員不適格者】 原則として、防疫作業以外の業務を行う。配置換えの協議は、防疫支援センターリーダーと行う。			
⑥診察 （医師1名） ※有症状者又は動員不適項目該当者のみ対応	受診する。	診察の結果、防疫作業が不可能な場合は、防疫支援センターリーダーと配置換えの協議を行う。（協議を行うのは、健康調査班グループリーダー。）	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 舌圧子 ペンライト 医師用聴診器 	1	2
				計	35

【作業手順表】 現地グループ（会場：防疫支援センター） ※作業後

項目	作業内容		必要物品	机	椅子
	防疫作業従事者	健康調査班員			
受付前の手洗い・うがいについては、防疫支援センター職員（農林水産部職員）により指導が行われる。					
①受付 （事務職2名）	作業前受付に使用した受付名簿（畜産課作成の名簿様式）を確認する。 問診票を提示する。 問診票を紛失した場合は、その旨申告する。	作業前受付に使用した受付名簿（畜産課作成の名簿様式）を確認する。 問診票を持参したか確認する。 問診票を紛失した者に対しては、予備の問診票を配付する。	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 畜産課作成の名簿様式 問診票予備（様式1）「鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康調査問診票」（180部） 	2	2
		次の点を説明する。 （1）問診票の必要事項（作業終了後の質問事項）を記載すること。 （2）血圧測定、体温測定の順にセルフチェックを行い、測定結果は問診票に記載すること。 （3）測定後は、問診票を問診担当の保健師にチェックしてもらうこと。			
②問診票記入	必要事項（作業終了後の質問事項）を記載する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 	4	10
③血圧測定	セルフチェック。 測定結果は、問診票に記載する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 自動血圧計（10台） 	4	10
④体温測定	セルフチェック。 体温計については、使用後に酒精綿で消毒する。 測定結果は、問診票に記載する。	—	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 体温計（30本） 酒精綿（10箱 200枚/箱） 酒精綿を捨てる袋（4枚） 	4	10
⑤問診 （保健師3名） グループリーダーは、混雑時に対応。	問診票を問診担当の保健師に提示する。	問診票の内容を確認し、有症状かどうか確認する。 【有症状者の判断基準（いずれかの条件を満たしたとき）】 ・血圧値：最高血圧 160mmHg以上 または 最低血圧 100mmHg以上 ・体温：37℃以上 体温等の異常（体温・血圧数値異常、体調不良申告）者は、医師に診察を依頼する。 II.作業終了後3.質問事項の下記に「受診」「受診なし」の区分があるため、該当部分に○をつけて、「担当者確認済」をチェックする。 問診終了者に対して、最終作業日を0日として10日間、毎日朝夕の体温を測定し、健康状態を「体温記録用紙」（様式5）へ記録するよう指導するとともに、発熱や呼吸器症状、結膜炎等鳥インフルエンザ感染が疑われる症状が発現した場合は、直ちに最寄りの保健所に連絡するよう指導する。 こころの健康について相談が必要な場合は、「防疫作業従事者の皆様へ」（別紙1-2）により最寄りの保健所または「精神保健福祉センター」「いばらきこころのダイヤル」を利用するよう案内する。	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 「体温記録用紙」（様式5）（180部/日） 	2	3
⑥診察 （医師1名） ※有症状者・希望者の対応	受診する。	診察の結果、有症状が認められた場合、医療機関の受診を勧奨する。 「抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について」（様式7）により十分な説明を行い、本人が服用に同意する場合、「処方箋」（様式8）を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 舌圧子 ペンライト 医師用聴診器 「抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について」（様式7）（30部） 「処方箋」（様式8）（30部） 	1	2
⑦服薬指導 （薬剤師1名） ※有症状者・希望者の対応	抗インフルエンザウイルス薬を服用する。	医師の処方箋に基づき、抗インフルエンザウイルス薬を処方するとともに服薬指導を行う。 ※直ちに1回分（1カプセル）を服用するよう指導する。	<ul style="list-style-type: none"> 筆記用具 手指消毒液（1本） 抗インフルエンザウイルス薬 	1	2
				計	39

健康調査業務対応チェックリスト（管轄保健所・感染症対策課）

<管轄保健所>

①簡易検査陽性後（保健所出発前）

☑	項 目
☐	1 鳥インフルエンザ発生時健康調査計画書（様式2）を作成し、感染症対策課へ報告する。
☐	2 管轄家畜保健衛生所から、防疫支援センターの設置場所について聞き取り、感染症対策課へ情報提供する。
☐	<p>3 防疫支援センターへ持っていくものを準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計、医師用聴診器、血圧測定用聴診器、パルスオキシメーター、筆記用具、使い捨てマスク（不織布）、N95 マスク、フェイスシールド、防護メガネ、アイソレーションガウン。 ※鳥インフルエンザ発生時の必要物品一覧（別紙2）<保健所で用意>を参照。 <p><様式集 養鶏場従業員等（養鶏場）に使用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥インフルエンザ接触者リスト（養鶏場従業員等）（様式3） ・ 鳥インフルエンザ接触者問診票（養鶏場従業員等）（様式4） ・ 体温記録用紙（様式5） ・ 接触者モニタリング表（様式6） ・ 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の予防服用について（様式7） ・ 処方箋（様式8） ・ 防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）（別紙1-2） ※こころの健康について相談が必要な場合に案内する。 ・ 検体等の提供に関する承諾書（参考2） （茨城県感染症病原体等検査実施要領 様式1） ・ 感染症指定医療機関一覧（参考3） <p><様式集 防疫作業従事者（健康調査会場）に使用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康調査問診票（様式1） ・ 体温記録用紙（様式5） ・ 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の予防服用について（様式7） ・ 処方箋（様式8） ・ 防疫作業従事者健康調査実施状況報告書（様式9） ・ 防疫作業従事者の皆様へ（団体職員向け）（別紙1-2） ・ 鳥インフルエンザ発生時の必要物品一覧（別紙2） ・ 健康調査会場見取り図 例2（防疫支援センター）（別紙4-2） ・ 防疫作業従事者健康調査の流れ（防疫支援センター）（別紙5-2）
☐	4 防疫作業中の突発事故に備えて、緊急対応協力医療機関を確保しておく。

②健康調査会場（防疫支援センター）

<input checked="" type="checkbox"/>	項 目
<input type="checkbox"/>	1 健康観察会場の動線設定を防疫支援センターのリーダー等と協議し、設営の協力を得る。
<input type="checkbox"/>	2 健康調査会場に必要な物品＜農林水産部で準備＞が届き次第、適宜配置し、速やかに会場準備を完了させる。
<input type="checkbox"/>	3 健康調査班第1班のグループリーダーと最初の引継ぎを行う。 (その後の引継ぎは、グループリーダー間で行うよう説明する。)
<input type="checkbox"/>	4 健康調査班のグループリーダーからの疑義に随時対応する。
<input type="checkbox"/>	5 ＜様式集 防疫作業従事者（健康調査会場）に使用＞の様式について、不足があれば随時補充する。

③養鶏場従業員等調査

<input checked="" type="checkbox"/>	項 目
<input type="checkbox"/>	1 鳥インフルエンザ接触者リスト（養鶏場従業員等）（様式3）を作成し、感染症対策課へ報告する。
<input type="checkbox"/>	2 鳥インフルエンザ接触者問診票（養鶏場従業員等）（様式4）及び抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビル）の予防服用について（様式7）により問診及び十分な説明を行い、本人の同意を得た上で、医師の診察、処方箋（様式8）により、予防投与を行う。
<input type="checkbox"/>	3 感染家きんと接触者に対し、うがいや手洗いの励行、マスクの着用等の保健指導を行うとともに、最終接触日を0として10日間、毎日朝夕の体温を測定し、健康状態を「体温記録用紙」（様式5）に記録するよう指導する。
<input type="checkbox"/>	4 こころの健康について相談が必要な場合は、「防疫作業従事者の皆様へ」（別紙1-2）により最寄りの保健所または「精神保健福祉センター」「いばらきこころのダイヤル」を利用するよう案内する。
<input type="checkbox"/>	5 管内の医療機関等に対し、鳥インフルエンザが疑われる患者に対する医療機関での対応について周知するとともに、鳥インフルエンザの情報提供に努める。
<input type="checkbox"/>	6 住民に対し、市町村等と連携して鳥インフルエンザに係る正しい知識及び感染防止策などの広報を行う。
<input type="checkbox"/>	7 必要に応じて、市町村及び家畜保健衛生所等と連携して当該養鶏場の周辺住民に対し、鳥インフルエンザに係る正しい知識の提供及び感染防止策などの説明を行う。

<感染症対策課>

①簡易検査陽性後

☑	項 目
☐	1 厚生労働省結核感染症課へ「養鶏場で鳥インフルエンザが発生したこと」「動員員数の規模」を情報提供する。
☐	2 発生地・飼養規模を基に割振りの設定（現地グループ・県庁グループの設定。）を行い、各保健所・健康調査班員庁内関係部署（災害対策本部事務局情報班員）（以下「健康調査班員」という。）へ派遣準備を依頼する。
☐	3 健康調査会場（県庁会場）の設営を行う。（県庁会場分の必要物品は、すべて県庁に保管している。） ※鳥インフルエンザ発生時の必要物品一覧（別紙5）<保健所で用意>を参照。
☐	4 畜産課から「鳥インフルエンザ発生情報連絡票」を提供してもらう。
☐	5 畜産課から「防疫措置行動計画」の報告があり次第、健康調査のグループ数の目安（防疫作業日数）を情報提供する。
☐	6 防災・危機管理課作成から「動員バス運行計画」の報告があり次第、県庁グループに集合時間を連絡する。（緊急動員を必要とした場合）

②健康調査会場（福利厚生棟等）

☑	項 目
☐	<p>1 防疫支援センターへ持っていくものを準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計、医師用聴診器、血圧測定用聴診器、パルスオキシメーター、筆記用具、使い捨てマスク（不織布）、N95 マスク、フェイスシールド、防護メガネ、アイソレーションガウン。 <p>※鳥インフルエンザ発生時の必要物品一覧（別紙2）<保健所で用意>を参照。</p> <p><様式集 健康調査時に使用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥インフルエンザ防疫作業従事者健康調査問診票（様式1） ・ 体温記録用紙（様式5） ・ 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の予防服用について（様式7） ・ 処方箋（様式8） ・ 防疫作業従事者健康調査実施状況報告書（様式9） ・ 防疫作業従事者の皆様へ（県職員向け）（別紙1-1） ・ 鳥インフルエンザ発生時の必要物品一覧（別紙2） ・ 健康調査会場見取り図 例2（県庁会場）（別紙4-1） ・ 防疫作業従事者健康調査の流れ（県庁会場）（別紙5-1）

③健康調査運営時

<input checked="" type="checkbox"/>	項 目
<input type="checkbox"/>	1 県庁会場で必要物品が不足した場合は、適宜調達する。 (大型物品については、畜産課へ購入依頼する。)
<input type="checkbox"/>	2 防疫作業日数が長期に及ぶ場合は、随時、健康調査班員名簿の更新を行う。 (最初は、県北エリア・県南エリア各6班分(2日分)のみ作成。)
<input type="checkbox"/>	3 医師について、県職員だけで対応することが困難な場合は、感染症指定医療機関・県医師会等に派遣協力を依頼する。
<input type="checkbox"/>	4 保健師について、県職員だけで対応することが困難な場合は、市町村等に派遣協力を依頼する。

④防疫措置終了後

<input checked="" type="checkbox"/>	項 目
<input type="checkbox"/>	1 厚生労働省結核感染症課へ「防疫措置が完了したこと」「健康調査の実施状況(作業後の体調不良者の情報等)」を情報提供する。
<input type="checkbox"/>	2 経過観察で異常者(感染)が確認された場合、厚生労働省結核感染症課へ状況共有するとともに、資料提供の準備を行う。